

東京地方税理士政治連盟

50周年記念誌

50<sup>th</sup>  
ANNIVERSARY

## 東京地方税理士政治連盟 50周年記念誌

|                                |         |         |
|--------------------------------|---------|---------|
| 1 「発刊の辞」                       | 1       |         |
| 東京地方税理士政治連盟会長                  | 瀧 浪 貫 治 |         |
| 神奈川県税理士政治連盟会長                  | 濱 田 茂   |         |
| 山梨県税理士政治連盟会長                   | 末 木 徳 夫 |         |
| 2 「50周年記念誌発刊によせて」              | 4       |         |
| 東京地方税理士会会長                     | 小 島 忠 男 |         |
| 3 「お祝いの言葉」                     | 5       |         |
| 自民党神奈川県支部連合会会長                 | 衆議院議員   | 小此木 八 郎 |
| 公明党神奈川県支部代表                    | 衆議院議員   | 上 田 勇   |
| 民進党神奈川県総支部連合会代表                | 衆議院議員   | 後 藤 祐 一 |
| 4 「税政連の思い出」                    | 8       |         |
| 東京地方税理士政治連盟                    | 顧問      | 稲 垣 米 之 |
| 神奈川県税理士政治連盟                    |         |         |
| 東京地方税理士政治連盟                    | 顧問      | 木 下 昭   |
| 神奈川県税理士政治連盟                    |         |         |
| 東京地方税理士政治連盟                    | 顧問      | 池 田 兼 男 |
| 神奈川県税理士政治連盟                    |         |         |
| 5 地区連案内                        | 12      |         |
| 1 沿革 2 組織図 3 役員 4 後援会 5 支部別会員数 |         |         |
| 6 税政連のあゆみ                      | 16      |         |
| 7 税制改正達成実現項目                   | 22      |         |
| 8 後援会紹介                        | 32      |         |
| 9 第50回定期大会                     | 44      |         |





## 刊行の辞

東京地方税理士政治連盟会長

瀧浪貫治

東京地方税理士政治連盟(税政連)は、第49回定期大会に於いて「50周年記念事業特別委員会」の設置が承認された。その事業として検討の結果、前回の「立法運動史」として刊行された30周年記念誌の発刊以来すでに20年を経過しており、今後の資料として20年間の活動記録を残すべきであるとの結論に達し「50周年記念誌」を刊行することとなった。

この20年間は、30周年記念誌として刊行された「立法運動史」に掲載されているような、悪戦苦闘、風雪に耐えた動乱の30年間では無かったが、平成8年3月19日の「南九州税理士会政治献金訴訟」の最高裁判決後において、税政連が内向きにその影響を大きく受けてきた20年間であったと思う。

当連盟に於いて判決当時は税理士会の会員全員が税政連会員となっており、税政連会費の収納率も90%を超えていたと聞いている。判決を受けての税理士会と税理士政治連盟との改善委員会による会務運営の明確な区分等により、現在は会員の加入率と会費収納率について、山梨県においては判決当時を維持できているが、神奈川県に於いては62%という状況で全国的に見ても都市部と郡部により大きな差がつく結果となったのである。

時代が変わっても、税政連の目的としては、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するために、時代に即応した税理士法の改正、税制改正に積極的な運動を展開してきたのである。

しかしながら、税理士会は特別法人であるため政治活動が制限されているので、税政連が税理士会の代わりに要望の実現に向けて政治活動を行ってきた結果、「税理士制度の擁護、発展及び税理士の権益の確保・拡充」の目的達成に多くの成果を出しており、この成果の恩恵は、税理士会員すべてが等しく享受しているのである。

この記念誌の編纂にあたり、20年間という時の経過で、不備な資料の収集や編纂に大変ご苦勞をいただきましたことについて、50周年記念事業特別委員会の池田兼男委員長・藤田伸哉広報委員長をはじめ広報委員や他の役員関係者の皆様、並びに、広告掲載について快くご協力頂いた東京地方税理士協同組合に対し、心から感謝すると共にお礼を申し上げ刊行の辞と致します。



## 県連会長の思い出

神奈川県税理士政治連盟会長

濱田 茂

平成23年7月に会長に就任してから6年が経過しました。税政連役員になってからの記憶に残る政治の動きは、民主党が政権を取ったことと、神奈川県政治連盟の「税理士による後援会」で後援する議員が大臣になったことです。平成21年8月30日当時は副会長のときでしたが、衆議院総選挙があり民主党が308議席を獲得し、第1党に躍進しました。選挙中推薦候補の各事務所を訪問したのですが、民主党の選挙事務所は支援者がたくさん集まっていた活気があり大勝する予感がありました。

9月16日には鳩山由紀夫内閣が誕生し、法務大臣に千葉景子氏が就任しました。平成24年10月1日野田佳彦総理の第3次改造内閣には法務大臣田中慶秋、財務大臣城島光力、金融大臣中塚一宏の各氏が就任し大臣室を表敬訪問しました。またこの時期は税理士法改正の時期でもあり税理士法3条問題すなわち「公認会計士への税理士資格付与」について、3人の大臣には特に詳細に陳情しました。

そして民主党政権が分解していく様子も記憶に残ります。鳩山内閣は当初70%を越す高い支持率を得てスタートしましたが、小沢一郎幹事長の強引な手法や小沢氏、鳩山氏の政治資金収支報告書の虚偽記載問題で「政治とカネ」を巡る不信があり支持率が急落し、最後にアメリカ軍の普天間基地移設問題が起こり、あくまで県外移設を求める社民党が連立を離脱したため、鳩山首相は辞任しました。

その後菅直人内閣が誕生しましたが小沢グループとの対立があり、閣僚からは小沢グループが一掃されました。平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、菅首相では災害復旧、復興、原発事故の処理に対応できないと自民党や民主党内部からの退陣要求があり、やむなく退陣しました。

平成23年9月2日、野田佳彦内閣へと変わりましたが、消費税増税を掲げる野田内閣の政策に反対の意を表し離党者が続出し、平成24年8月10日の社会保障・税一体改革関連法案の採決では、72名の造反者が党内から出て分裂していきました。最後は平成24年11月14日の自民党との党首討論に於いて「(衆議院議員定数削減法案への賛同の)ご決断を戴くならば、私は今週末の16日に解散をしてもいいと思っております」と発言したため解散となりました。

平成24年12月16日の第46回衆議院総選挙では、選挙前の230議席から57議席になり自公に政権を渡すことになりました。12月26日、294議席を獲得した自民党が、第二次安倍晋三内閣を発足させ、閣僚となった菅義偉内閣官房長官と甘利明経済再生大臣を表敬訪問しました。訪問したすべての大臣室は就任を祝う豪華な胡蝶蘭でいっぱいでした。訪問できたことは「税理士による後援会」の皆様のご尽力の賜物と感謝しています。



## 巻頭挨拶

山梨県税理士政治連盟会長

末木 徳夫

東京地方税理士政治連盟の50周年記念誌の発行誠におめでとうございます。記念誌の発刊にあたっては「50周年記念事業特別委員会」の皆様の大変なご努力があったことに改めて感謝申し上げます。

私も税理士政治連盟会員として30有余年を迎えています。私は平成13年度及び14年度に山梨県税政連窪田道也会長のもと幹事長をいたしておりましたが、あれから十数年の月日が経過したことになります。

当時を振り返りますと、あのころ東京地方税理士会から千葉県会が独立し、神奈川県会を本会に吸収するなどの組織改編が行われた時代でありました。地区連においても県連組織をなくす組織改編を行うか否かで白熱した議論が交わされましたが、現在のように県連組織を残す形となりました。

今もそうですが、山梨から桜木町まで会議などで通つてくると一日仕事になります。一日つぶれてしまいますが、私などはアフターの懇親会を楽しんでいますので(いわく「夜も楽しい税政連」)まだいいのですが、酒も飲まない、歌も歌わない人となると、桜木町通いは相当つらいと思います。役員のみなさん本当にご苦労様です。

さて、現在の山梨県連ですが、この2年の間に「堀内詔子後援会」「長崎幸太郎後援会」「中谷真一後援会」「高野つよし後援会」の4後援会の立ち上げを行いました。山梨県連だけで、衆参議員及び県知事、計8つの後援会があります。「おいおい、地区連、県連財政難のおりに何やっちゃってくてんだよ」との声もありましたが、税理士による後援会こそが税政連活動の原点であり、原動力であるとの信念から後援会の設立を推進してきました。しか～し、ただ後援会は「つくりゃいいってもんじゃない」、そのあとのチェックが大事です。数は力ですが、納税者の役に立たない後援会は淘汰しなければならないと思います。大会決議にあるように「納税者のための真の代表」を応援していきたいものです。

結びに、税政連活動が納税者また会員すべてのみなさんの役に立っていることをご理解いただき、この活動に会員すべての皆様が参加いただけるようお願いして巻頭のごあいさつといたします。



## 東京地方税理士政治連盟設立 50周年を祝して

東京地方税理士会会長

小島 忠 男

東京地方税理士政治連盟の設立50周年を心からお祝い申し上げます。

この機を節目として記念誌を発行されますことは、今日までの歴史を後世に語り継ぐ意味からも誠に意義深く、重ねてお慶び申し上げます。

東京地方税理士政治連盟は、昭和41年6月、前身である政治団体の全国納税者政治連盟東京地方地区連合会が結成され、昭和49年10月に現名称に改称されて現在に至っております。この50年の長きにわたり、東京地方税理士政治連盟には税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、民主的税理士制度及び租税制度を確立するため必要な政治活動を行うことを目的に、東京地方税理士会の政治部門として、毎年、税制改正に対する要望にかかる国会議員への陳情、また、県及び市に対する予算編成への要望等、政治活動にご尽力いただいております。

特に、この50年間は税理士業界にとって激動の時代であり、税理士法改正、商法改正、また税理士業界が直面した職域侵害問題等々、幾多の問題に対し積極的、かつ活発に運動を展開されましたことを存じております。

現在の税理士制度があるのも、税理士政治連盟の歴代会長を初めとする役員各位の熱意ある活動の賜と存じ、ここに改めて深甚なる敬意を表し、また心から感謝する次第であります。

国民、納税者の共有財産とも言える税理士制度の維持、発展のためには、更なる制度の改革に向け不断の努力が必要と考えております。本会といたしましても、次なる税理士法改正に向け万全を期してまいります。この実現には政治連盟のお力添えなくしては為し得ません。この50周年の節目に、税理士会と税理士政治連盟は車の両輪であることを再認識し、より一層のご理解とご協力をお願いするものでございます。

結びにあたりまして、東京地方税理士政治連盟の限りないご発展と、会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念するとともに、公私に亘りご多忙の中、この記念誌編纂に携われました委員の皆様のご労苦に敬意を表し、お祝いの言葉といたします。



## お祝いの言葉

自由民主党神奈川県支部連合会会長  
自由民主党国会対策委員長代理  
衆議院議員

小此木 八 郎

東京地方税理士政治連盟設立50周年誠におめでとうございます。

瀧浪会長始め東京地方税理士政治連盟の皆様には、所属議員への後援会活動など長年にわたり多くのご支援を賜り、自民党神奈川県連を代表して厚く御礼申し上げます。

私自身にとりましても、平成8年に地元横浜で後援会を発足して頂いて以来、後援会活動の拡充や党勢の拡大、地域での政治活動やボランティア活動など、これまで本当に多くのご支援やご協力を頂いて参りました。改めて心より感謝申し上げます。

税理士制度の重要性につきましては、今更申し上げるまでもございません。国や地方を問わず、司法行政立法の三権すべてが国民の納める税によって運営されており、確かな納税制度こそが国の基幹となっています。日本において、その確かな納税制度を支えているのは紛れもなく税理士制度であり、税理士の皆様一人一人です。

戦後のシャウプ勧告によって、現在にもつながる申告納税制度を中心とした税制やそれを支える税理士制度が誕生しました。戦後日本の奇跡的な復興は、産業の目覚ましい発展だけではなく、青色申告制度の普及を始め、納税という国の基幹を支えてこられた税理士の皆様のご活躍があってこそのことかと存じます。

現代においても、電子申告の導入やマイナンバー制度の導入など、納税環境は日々変化していきます。東京地方税理士政治連盟の皆様には、引き続き私たち国民の円滑な納税手続きに対するご支援はもちろんのこと、専門家の見地から税制に対する適切なお提言やご助言を頂き、我が国税制の健全な発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

私も政府与党の一員として、今後も公平公正、合理的かつ時代に適した税制の維持発展に努めて参ります。変わらぬご指導ならびにご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

末筆になりますが、東京地方税理士政治連盟の益々のご発展と、会員の皆様の更なるご健勝ご活躍を心より祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。





## 東京地方税理士政治連盟50周年 記念誌発刊に寄せて

公明党神奈川県支部代表  
衆議院議員

上 田 勇

東京地方税理士政治連盟設立50周年まことにおめでとうございます。平素から税理士会・政治連盟の先生方には格別のご高配を賜るとともに、税制のみならず、幅広い政策分野にわたり貴重なご意見を頂戴していることに深く感謝申し上げます。

毎年、税理士会による確定申告の無料相談会を見学させていただいていますが、とても多くの市民が利用しており、信頼と期待の高さを強く感じます。税理士の皆様が、無料相談会、納税に関する啓蒙・普及、学校における租税教育など様々な公益的な活動に取り組んでいただいているのは、高い使命感によるものと深く敬意を表します。

古くから「税は国家なり」と言われているように、租税は公共が成り立つ上で欠かすことができないものです。また、所得再分配や政策誘導など多様な機能を発揮しており、税制によってその国のありようが決まっていきます。税理士制度は、租税に関する国民の理解を深め、独立・公正な立場から適正な納税を実現するために不可欠な社会インフラであると認識しています。

また、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の良きアドバイザー、パートナーとして、その経営の安定と改善に大きく貢献していただいています。皆様こそ、地域経済の実態を熟知するエキスパートです。政府・与党では日本経済の再生を実現するために、経済政策の成果を確実に、家計へ、地域へ、中小企業へと行き渡らせることを目指しています。その達成のためには、皆様の豊富な知見に基づくご提言とご協力は欠かすことができません。

私も、現在与党税制協議会のメンバーをつとめ、税制改正等の議論に参画していますが、公平・公正で、経済成長に資する税制を目指していく所存です。今後とも、一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 50周年記念誌の発刊に寄せて

民進党神奈川県総支部連合会代表  
衆議院議員

後藤 祐一

東京地方税理士政治連盟が設立から50周年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。設立から今日まで長い歴史を積み上げてこられましたのは、瀧浪会長に至る歴代会長を始めとする役員の皆様、会員諸兄の皆様の並々ならぬご尽力の成果であり、ご苦勞を重ねて来られた証であります。全ての関係者の皆様に対し、心から敬意を表します。

平成21年に、「税理士によるごとう祐一後援会」をお立ち上げいただき、金子会長を先頭に、日頃よりご指導をいただきながら力強いご支援を賜っておりますこと、本当にありがたく感謝申し上げます。

現行の税制には、まだまだ多くの課題があり、私は税の歪みをなくしていくべきと考えています。具体的には、消費税は次の税率改正から導入される軽減税率(複数税率制)を廃止し、法人税は限られた大企業にしか恩恵がない租税特別措置を廃止。所得税では配偶者控除を廃止し、廃止することで新たに生み出される1.1兆円を、子育てや教育支援の財源にすべきと考えております。

税理士会の無料相談会にお邪魔した際に、大量の医療費の領収書をお持ちになる方のお話をよく耳にします。医療費控除もやめた上で、医療・介護・保育・障がいの総合合算制度を導入した方が、医療費や介護費の自己負担分の支払いに苦しんでおられる方々には適切だと考えておりますし、確定申告時の皆様の業務軽減、申告者の作業軽減にもつながります。

また、税政連合会事務所や中小企業の正社員を増やすため、効果の薄い法人税減税ではなく、社会保険料の事業主負担を軽減する法案を提出しています。

公平で公正な税制は、納税者にとって最も基本的なルールであります。納税者に不測の損害を与えないよう、政治連盟、後援会の皆様と力をあわせ、税制改正の諸課題に取り組み、汗をかかせていただく所存です。

今後とも、東京地方税理士政治連盟が、神奈川、山梨の中小企業のため、ひいては国民のため、ますます発展されること、ご貢献されますことを願っております。50年という歴史の重さを感じつつ、更なる飛躍を祈念しまして、私のメッセージとさせていただきます。



## 税政連の思い出

顧問 稲垣 米之

神奈川県税理士政治連盟会長（昭和62年9月～平成2年7月）  
東京地方税理士政治連盟会長（平成5年7月～平成9年7月）

齢90歳に近づき 税理士業務50年を越えた昨今である。

昔、事務所で仕事をしていると、近所の顧問先の奥さんが帳簿を持って来て挨拶をするとき、必ず言うことは「税理士さん良い商売ですね。ソロバンと鉛筆さえあれば、機械設備が無くても仕事が出来てお金が稼げるのだからね。うちの息子も税理士になってもらいたい」と言っていた。50年前の新聞にも子供が将来なりたい職業はとの問いに「牛乳屋さんか税理士になりたい」という嬉しい記事が掲載されていた。確かにカラダひとつで稼げる職業ということで、皆様からは羨ましがられていた時代であった。

現在は新規開業となると、高度通信設備に対応するためのコンピューター設備等に多額の資金が必要となっているので、新規開業者の負担は大変だと思う。昔はソロバンと筆記具のみで仕事のできたのだから、気楽な時代であったと言える。

しかしながら、良い職業には蟻が寄ってくる、税理士資格がない者が税理士業務を行う、いわゆる「ニセ税理士」である。一説には登録税理士と同数くらいの「ニセ税理士」がいると言われていた。

税理士法第50条には「臨時税理士」という制度がある。災害があった場合の租税の申告時に、国税局長が農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会等の職員に臨時に税理士資格を与えるというものである。

それから、もう少し幅を広げて昨今の士業の状況を見ると、公認会計士協会、弁護士会も試験合格者を大量に増加させ過剰状態になっているため、業界内の競争が激しくなっていると聞いている。

公認会計士は税理士登録をすることによって税理士業務が出来、また、弁護士は国税局長に通知をすることにより随時、税理士業務を行うことができた。しかしながら、税政連の強力な運動により平成26年税理士法が改正された。

今後、税理士の職域を果たすには、ニセ税理士、臨時税理士の職域侵害への対応、並びに公認会計士協会及び弁護士会の動向に注意を怠ってはならないと考えるものである。



## 税政連の思い出

顧問 木下 昭

神奈川県税理士政治連盟会長（平成 9 年 7 月～平成 13 年 8 月）

東京地方税理士政治連盟会長（平成 15 年 7 月～平成 17 年 7 月）

東京地方税理士政治連盟の設立50周年を迎えられ誠にありがとうございます。

50周年記念にあたり、歴代会長及び各役員、会員皆様の努力によりまして、現在の税理士政治連盟があることに厚く御礼を申し上げます。

当時を思い出しますと、下記のことが浮かんでまいりました。

「千葉県税理士会」の「東京地方税理士会」からの分離独立により、政治連盟の組織も変更することになり、「神奈川県税理士政治連盟」と「山梨県税理士政治連盟」とによって「東京地方政治連盟」（以下「地区連」という）の組織と会則を変更することとなりました。

地区連の規約改正検討にあたりまして、当時の担当役員でありました副会長、両県連会長、地区連幹事長（次期草刈会長）により数度の会合を開催し規約が作成され、役員皆様の努力と会員皆様のご協力により可決成立致しました。

税政連の事務局開設にあたり、税理士会並びに税理士会館等の協力により、税理士会館の7階（現在2階）に決まりました。当時地区連の事務職員につきましては、東京地方税理士会の職員を税政連に派遣して頂いておりました。その後、事務局職員の募集も会長、幹事長の数度の面接により採用を決定し、事務も安定し、現在の神戸育子さんが事務局長に就任し現在に至っています。

選挙に目を向けますと、衆議院並びに参議院選挙の地区連に依る推薦候補者は、神奈川・山梨両県連が推薦者を決定し、両県連より地区連への推薦依頼に依るものでした。

特に平成15年11月の第43回衆議院議員選挙では、地区連の推薦候補者全員が当選を果たすことができましたことです。両県連の「税理士による後援会」の会員皆様の、積極的な活躍と努力によるものでした。地区連の役員も全推薦候補者の選挙事務所を数台の車で数回にわたり、応援、激励を続けて参ったことを思い出します。当地区連の推薦候補者の方々には大物の議員先生が多くおられます。今後も税政連活動の活躍に期待しています。

税政連の活動は「税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充、並びに中小企業納税者、及び一般納税者のため、公正で合理的な租税制度の確立」を目的に活動を続けております。税理士は税政連の活動によって得たものを平等に享受するものです。税理士会員の皆様が税政連に加入するようお願いをいたしまして、税政連50周年のお祝いの言葉といたします。



## 会長時代の思い出

顧問 池田 兼 男

神奈川県税理士政治連盟会長（平成19年8月～平成23年7月）

東京地方税理士政治連盟会長（平成23年7月～平成27年7月）

私は、税政連神奈川支部長から東京地方税理士政治連盟（地区連）会長まで、約20年間税政連の役員を務めさせて戴きました。実際にはそれ以前にも神奈川県税政連の幹事を何年か務めましたので、25年位は役員を務めました。

この間の思い出と言えば“楽しい思い出”ばかりだったように思います。税政連の会議を行ったり、皆で懇親会をしたり、時には居酒屋に行って飲んだりもしました。選挙のときには、税政連推薦候補者の応援をするために、税理士による後援会の役員の方々と地元選挙区を回りました。選挙後には、税理士による後援会の会合等にも積極的に出席致しました。楽しい交流の場でもありました。

私は、神奈川県税政連（神奈川県連）の会長を4年間（平成19年～平成23年）、東京地方税政連（地区連）の会長を4年間（平成23年～平成27年）務めました。この間の最も思い出になっている事は、“税理士法改正”であります。

税理士法改正運動は、平成21年度の「PTたたき台」から始まり（神奈川県連会長の時代）、平成26年3月20日、参議院本会議で「税理士法改正」が成立（地区連会長の時代）で一応終わりました。

当時、私が「東京地方税政連第71号」に書きました一文を記してみます。

『日本公認会計士協会と日本公認会計士政治連盟は、“税理士法改正案の国会提出を断固阻止する”として過激な運動をしております。これは両団体の判断の誤りであります。

昨年の新年号でも申し上げましたが、司法制度改革で平成30年までに弁護士5万人体制、公認会計士制度改革で同じく平成30年までに公認会計士5万人体制を打ち出し、平成18年からそれぞれ毎年3,000人の合格者を出すと、大增員の目標を設定しました。その中心は、企業内弁護士、企業内公認会計士を大量に欲しいという日本経団連の要求に押し切られたものであります。ところが、蓋を開けてみたら、企業内弁護士、企業内公認会計士共その主張時の1/10にも満たない惨憺たるものでした。監査法人や公認会計士事務所に押し付けようとしていますが、毎年大量の就職浪人が出て、社会問題にまでなっています。予想を間違っ大量の余剰人員が生じているのであるから、日弁連は“司法試験合格者の数を減らして欲しい”と決議しています。（後に、毎年3,000人合格者を出すという制度を廃止しました）。しかし、日本公認会計士協会（同政治連盟）は、試験制度を再度改正し、合格者数を減らすか、他の何らかの対策をすべきであります。それを放っておいて、公認会計士（監査）業界の著しい崩壊を避けるために、税理士業界は、無制限に受け入れろと言っている訳であります。

月刊誌「ZAITEN」(2011. 9月号)(財界展望新社)の言葉で言えば「公認会計士濫造の重い代償」であります。

税理士法改正において両業界の問題が発生したのは「公認会計士試験大量合格制度が原因である」と日本公認会計士協会の増田前会長も山崎現会長も、日本公認会計士政治連盟の機関紙で述べております。

それにも拘わらず、税理士業界の税理士法改正問題について「税理士法改正案の国会提出を断固阻止する」と激しく攻撃している訳であります。これは、全くの見当違いです。

税理士業界は、行き場の無い公認会計士が洪水のごとく税理士業界へ流れ込む事態に対し、これを防ぐ為、土嚢を積もうとしているのも税理士法改正の理由の一つであります』

以上が当時の一文であります。

これに対し、税政連の役員・会員と税理士会の役員・会員、および税理士による後援会の役員・会員が一枚岩となって、強力な運動をしました。全国的に各国会議員や政党或いは各党の税理士議連に強力な陳情等を行いました。最後は、自民党議連の町村信孝会長の政治判断でした。ベストではないが、ベターであると言った記憶があります。

この改正は税理士法改正の第一歩であったと思っております。

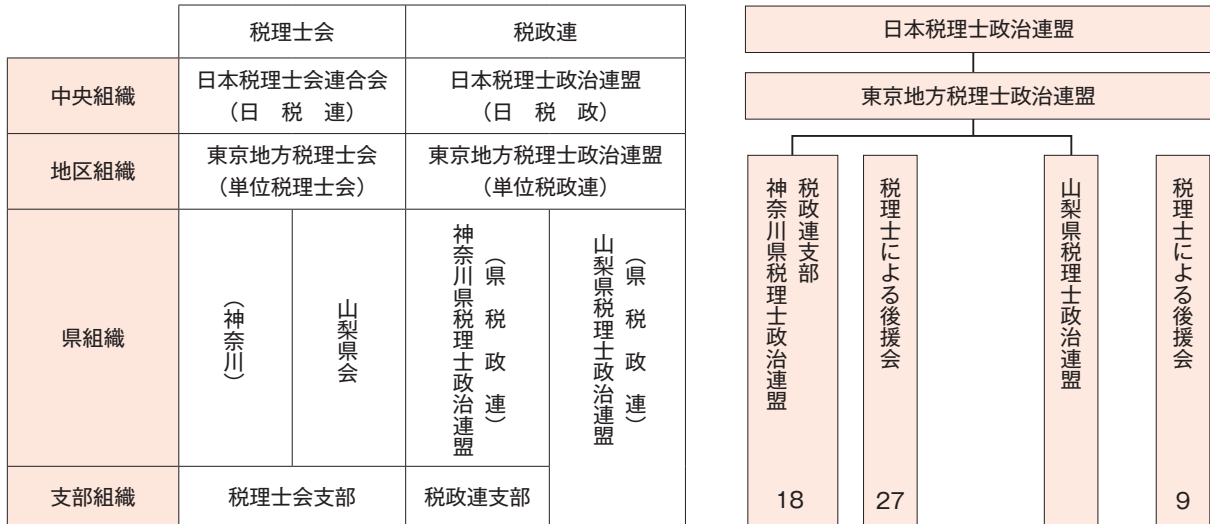
これが私の大きな思い出であります。



### 1 沿革

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 昭和 38 年 10 月 | 全国納税者政治連盟結成                      |
| 昭和 41 年 6 月  | 全国納税者政治連盟東京地方地区会結成（神奈川県・千葉県・山梨県） |
| 昭和 43 年 2 月  | 日本税理士政治連盟東京地方地区連合会に改組            |
| 昭和 49 年 10 月 | 東京地方税理士政治連盟に名称変更                 |
| 平成 13 年 4 月  | 千葉県税理士政治連盟が東京地方税理士政治連盟より独立       |

### 2 組織図 税理士会組織と税政連組織（日税政・地区連・県連・税政連支部）



### 3 東京地方税理士政治連盟 役員構成一覧表（平成 9・10 年度）

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 会 長 佐藤喜市（中）<br>副 会 長 中尾昭一（南）<br>西海三郎（中）<br>村田三治（甲）<br>砂田祐治（甲）<br>岸政浩（藤）<br>森重浩一（鶴）<br>加瀬正一（銚）<br>小笠原康一（戸）<br>高橋宏（鶴）<br>櫻田巖（川南）<br>岡崎辰（藤）<br>緒方忍（相）<br>中道攝三郎（千）<br>小高長三（市）<br>小林正樹（甲）<br>田中寿雄（甲） | 会計監事 常盤新次（南）<br>佐々木芳章（船）<br>古屋隆盛（甲）<br>顧 問 浦上清次（川南）<br>白井恒夫（神）<br>稲垣米之（神）<br>相 談 役 岡本敏郎（中）<br>高久保榮（中）<br>原田繁（甲）<br>山下公德（甲）<br>高田友二（東）<br>窪田喜久也（甲） | 幹 事 会<br>幹 事 長 寺脇敏彦（横）<br>副 幹 事 長 中山捷彦（中）<br>太田基次（川北）<br>新井田和男（神）<br>宮崎豊次郎（千南）<br>末木好臣（甲）<br>岸 蔚（緑）<br>大沼清（保）<br>前田和夫（甲）<br>飯島彰（佐）<br>吉越勝之（戸）<br>岩見博晨（南）<br>楠原利彦（神）<br>古賀照夫（川南）<br>山村徳夫（横）<br>勝保昇（平）<br>小形文夫（相）<br>山田晴夫（千西）<br>福田稔（成）<br>武元昭一（柏）<br>渡辺俊博（銚）<br>吉田利一（館）<br>清水喜美雄（甲）<br>橋 功（大） | 草 苺 章 雄（鶴）<br>外山隆造（成）<br>弓場厚夫（川南）<br>池谷正志（大）<br>宇久田進治（藤）<br>寺井敏治（保）<br>作田泰夫（緑）<br>今村吉成（川北）<br>佐野睦男（鎌）<br>澤井義信（厚）<br>中山光男（小）<br>佐藤辰雄（千西）<br>張ヶ谷勉（松）<br>松田優（市）<br>千葉正己（茂）<br>伊藤洋（甲）<br>竹田妙子（甲） |
|---|---|--|--|

### 役員構成一覧表（平成 11・12 年度）

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 会 長 佐藤喜市（中）<br>副 会 長 中尾昭一（南）<br>内田英一（相）<br>村田三郎（茂）<br>砂田祐治（甲）<br>梯秀夫（平）<br>小林博信（戸）<br>小中哲義（千）<br>吉島井春（中）<br>大村春雄（保）<br>櫻田巖（川南）<br>津田昌（横）<br>岡崎辰男（藤）<br>岸政浩（藤）<br>中道攝三郎（千）<br>張ヶ谷勉（松）<br>小林正樹（甲）<br>小末好臣（甲） | 会計監事 池野利弘（川南）<br>藤田文子（佐）<br>宮下和巴（甲）<br>顧 問 浦上清次（川南）<br>白井恒夫（神）<br>稲垣米之（神）<br>相 談 役 岡本敏郎（中）<br>高久保榮（中）<br>原田繁（甲）<br>山下公德（甲）<br>高田友二（東）<br>窪田喜久也（甲） | 幹 事 会<br>幹 事 長 寺脇敏彦（横）<br>副 幹 事 長 中山捷彦（中）<br>太田基次（川北）<br>新井田和男（神）<br>曾根伸一郎（千西）<br>岩見博晨（南）<br>岸 蔚（緑）<br>山田晴夫（千西）<br>田野口孝行（甲）<br>中込敏彦（甲）<br>吉越勝之（戸）<br>佐々木哲夫（南）<br>楠原利彦（神）<br>久保博和（川南）<br>三堀孝夫（横）<br>酒井健一（平）<br>北條諭（相）<br>佐藤辰雄（千西）<br>武元昭一（柏）<br>本庄眞知子（船）<br>加藤典（東）<br>羽山信一（館）<br>清水喜美雄（甲）<br>橋 功（大） | 草 苺 章 雄（鶴）<br>外山隆造（成）<br>弓場厚夫（川南）<br>池谷正志（大）<br>宇久田進治（藤）<br>和 田 功（保）<br>作田泰夫（緑）<br>今村吉成（川北）<br>辰野秀雄（鎌）<br>澤井義信（厚）<br>中山光男（小）<br>唐木新一郎（千南）<br>松田優（市）<br>高橋鼎（佐）<br>齋藤泰（茂）<br>伊藤洋（甲）<br>竹田妙子（甲） |
|--|---|--|--|

## 役員構成一覧表 (平成 13・14 年度)

| 役員    |   | 会計監事  | 幹事会   |           |   |
|-------|---|---|---|-----------|---|
| 会長    | 水越 昭平 (鶴)   | 大沼 清 (保)<br>堀内 一雄 (大)                                   | 幹事会   |           |   |
| 副会長   | 中尾 昭一 (南)<br>木下 昭 (保)<br>寺脇 敏彦 (藤)<br>緒方 道勇 (甲)<br>窪田 道也 (甲)<br>花形 喜行 (甲)<br>川敏 康 (藤)<br>小笠原 輝一 (川北)<br>末木 好臣 (甲)<br>末木 野修 (鶴)<br>上池 野利弘 (南)<br>荒井 賢一 (相)<br>西山 幸男 (小)<br>望月 輝雄 (甲) | 顧問<br>浦上 清次 (川南)<br>白井 恒夫 (神)<br>稲垣 米之 (神)<br>狩野 七郎 (神) | 幹事長   | 市川 貞夫 (相) |   |
| 総務会長  | 小笠原 輝一 (川北)   | 相談役   | 岡本 敏郎 (中)<br>高澤 義衛 (中)<br>久保 榮弘 (川南)<br>原田 繁 (甲)<br>山本 公徳 (甲)<br>羽田 淳之介 (大) | 副幹事長      | 佐々木 哲夫 (南) 池田 兼男 (神) 林 秀弥 (緑)<br>太田 基次 (川北) 宇久田 進治 (藤) 草山 美博 (平)<br>末木 徳夫 (甲) 田野 口孝行 (甲) 弓 場 厚夫 (川南)<br>中野 豊三郎 (大和)   |
| 総務副会長 | 末木 野修 (鶴)   |   |   | 幹事        | 稲垣 浩司 (中) 堀川 豊明 (南) 大江 洋 (保)<br>米山 勉 (神) 楠 希勵 (緑) 清水 幸夫 (鶴)<br>茂木 清八 (川北) 増田 静夫 (川西) 長治 克行 (横)<br>中村 清 (藤) 柳川 信男 (平) 澤井 義信 (厚)<br>小林 恒男 (相) 中山 光男 (小) 澤井 春男 (甲)<br>荻野 弘司 (戸) 大澤 慎一 (鎌) 橘 功 (大)<br>谷口 文夫 (川南) 矢吹 昭二 (大和) |

## 役員構成一覧表 (平成 15・16 年度)

| 役員    |  | 会計監事  | 幹事会       |           |  |
|-------|--|---|-----------|-----------|--|
| 会長    | 木下 昭 (保)   | 太田 博昭 (中)<br>宮下 昭八 (大月)                                 | 幹事会       |           |  |
| 副会長   | 寺脇 敏彦 (横)<br>末木 好臣 (甲)<br>小笠原 輝一 (川北)<br>杉崎 安之 (緑)<br>田野 口孝行 (甲)<br>池野 利弘 (川南)<br>中山 光男 (小)<br>山下 弘知 (甲)<br>岩根 基平 (南)<br>荒井 二郎 (厚)<br>中島 茂 (甲) | 顧問<br>浦上 清次 (川南)<br>白井 恒夫 (神)<br>稲垣 米之 (神)<br>水越 昭平 (鶴) | 幹事長       | 草刈 章雄 (鶴) |  |
| 総務会長  | 池野 利弘 (川南)   | 相談役   | 窪田 道也 (甲) | 副幹事長      | 稲垣 浩司 (中) 池田 兼男 (神) 奥原 章男 (緑)<br>谷口 文夫 (川南) 長治 克行 (横) 小池 輝明 (藤)<br>澤井 義信 (厚) 松本 淳 (小) 竹田 妙子 (甲)<br>深澤 公人 (甲)                                       |
| 総務副会長 | 山下 弘知 (甲)  |   |           | 幹事        | 飯倉 一夫 (南) 和田 功 (保) 鈴木 崇晴 (戸)<br>米山 勉 (神) 縄 熹 (鶴) 富永 武 (川北)<br>内田 芳久 (川西) 穂苅 昭吾 (鎌) 中村 清 (藤)<br>杉本 豊 (甲) 門脇 春光 (大和) 細田 明彦 (相)<br>中村 勝良 (甲) 橘 功 (大月) |

## 役員構成一覧表 (平成 17・18 年度)

| 役員    |   | 会計監事   | 幹事会                                    |           |   |
|-------|---|--|--|-----------|---|
| 会長    | 草刈 章雄 (鶴)   | 花形 喜行 (甲)<br>須藤 一幸 (神)                                 | 幹事会                                    |           |   |
| 副会長   | 寺脇 敏彦 (横)<br>末木 好臣 (甲)<br>岩岡 輝二 (相)<br>小笠原 輝一 (川北)<br>窪田 道也 (甲)<br>杉崎 安之 (緑)<br>中山 光男 (小)<br>横濱 英紀 (中)<br>四方 田貞夫 (川南) | 顧問<br>浦上 清次 (川南)<br>白井 恒夫 (神)<br>稲垣 米之 (神)<br>木下 昭 (保) | 幹事長                                    | 池田 兼男 (神) |   |
| 総務会長  | 小笠原 輝一 (川北)   | 相談役  | 岩岡 輝二 (相)<br>小笠原 輝一 (川北)<br>田野 口孝行 (甲) | 副幹事長      | 小倉 恵一 (甲) 谷口 文夫 (川南)  |
| 総務副会長 | 岩根 基平 (南)   |  |  | 幹事        | 天野 友一 (大月) 奥原 章男 (緑) 小名木 努 (甲)<br>澤井 義信 (厚) 長治 克行 (横) 荻原 秀樹 (甲)<br>細田 龍史 (甲) 松本 淳 (小) 丸山 孝佳 (保)<br>三井 将義 (甲) 山根 基平 (南) 和田 功 (保) |

## 役員構成一覧表 (平成 19・20 年度)

| 役員    |  | 会計監事  | 幹事会                                    |             |   |
|-------|--|---|--|-------------|---|
| 会長    | 寺脇 敏彦 (横)  | 杉崎 安之 (緑)<br>深澤 公人 (甲)  | 幹事会                                    |             |   |
| 副会長   | 池田 兼男 (神)<br>入江 薫 (甲)<br>末木 好臣 (甲)<br>井上 勉 (相)<br>宇久田 進治 (藤)<br>谷口 文夫 (川南)<br>横濱 英紀 (中)<br>中山 捷彦 (中)<br>四方 田貞夫 (川南)<br>三根 山貞夫 (保)<br>澤井 義信 (厚) | 顧問<br>浦上 清次 (川南)<br>白井 恒夫 (神)<br>稲垣 米之 (神)<br>木下 昭 (保)<br>草刈 章雄 (鶴) | 幹事長                                    | 四方 田貞夫 (川南) |   |
| 総務会長  | 小笠原 輝一 (川北)  | 相談役   | 岩岡 輝二 (相)<br>小笠原 輝一 (川北)<br>田野 口孝行 (甲) | 副幹事長        | 小倉 恵一 (甲) 今田 正紀 (神)   |
| 総務副会長 | 岩根 基平 (南)  |   |  | 幹事          | 松本 淳 (小) 米山 勉 (神) 関根 英雄 (藤)<br>白須 良治 (神) 越智 浩 (川南) 和田 功 (保)<br>江井 誠 (大月) 細田 龍史 (甲) 三浦 義正 (甲)<br>谷 英幸 (甲) 荻原 秀樹 (甲) 矢野 潔 (甲) |

## 役員構成一覧表 (平成 21・22 年度)

| 役員    |   | 会計監事  | 幹事会   |           |  |
|-------|---|---|---|-----------|--|
| 会長    | 寺脇 敏彦 (横)   | 小笠原 輝一 (川北)<br>田中 光子 (甲)  | 幹事会   |           |  |
| 副会長   | 池田 兼男 (神)<br>入江 薫 (甲)<br>末木 好臣 (甲)<br>井上 勉 (相)<br>宇久田 進治 (藤)<br>谷口 文夫 (川南)<br>中山 捷彦 (中)<br>三堀 孝夫 (横)<br>今田 正紀 (神)<br>三根 山貞夫 (保) | 顧問<br>浦上 清次 (川南)<br>白井 恒夫 (神)<br>稲垣 米之 (神)<br>木下 昭 (保)<br>草刈 章雄 (鶴) | 幹事長   | 今田 正紀 (神) |  |
| 総務会長  | 小笠原 輝一 (川北)   | 相談役   | 岩岡 輝二 (相)<br>横濱 英紀 (中)<br>四方 田貞夫 (川南)<br>田野 口孝行 (甲) | 副幹事長      | 澤井 義信 (厚) 三浦 義正 (甲) 野口 テル (川北)<br>圓城寺 清美 (神) 酒井 興子 (川北)  |
| 総務副会長 | 岩根 基平 (南)   |   |   | 幹事        | 高垣 希 (中) 関根 英雄 (藤) 小野 年行 (川北)<br>鈴木 崇晴 (戸) 澤山 隆男 (神) 六槍 勝明 (鶴)<br>松本 淳 (小) 金久保 光廣 (甲) 江井 誠 (大)<br>松土 幸二 (甲) 羽田 淳一 (大) 高橋 範朗 (大)<br>中村 勝良 (甲) |



### 役員構成一覧表 (平成 23・24 年度)

|       |           |       |            |         |                              |
|-------|-----------|-------|------------|---------|------------------------------|
| 会 長   | 池田兼男 (神)  | 会計監事  | 中山捷彦 (中)   | 幹 事 会   |                              |
| 副 会 長 | 濱田茂 (緑)   |       | 末木好臣 (甲)   | 幹 事 長   | 六槍勝明 (鶴)                     |
|       | 小倉惠一 (甲)  | 顧 問   | 浦上清次 (川南)  | 副 幹 事 長 | 池野光弘 (川南) 深沢邦秀 (甲) 野口テル (川北) |
|       | 井上篤 (相)   |       | 稲垣米之 (神)   |         | 圓城寺清美 (神) 輿水秀樹 (南) 榎島正雄 (小)  |
|       | 山口文夫 (川南) |       | 木下昭 (保)    | 幹 事     | 杉原正道 (平) 佐野光明 (神) 菅原宗男 (南)   |
|       | 鈴木松太郎 (神) | 相 談 役 | 草苺章雄 (鶴)   |         | 三堀 功 (神) 大沼はるみ (中) 奥山寛樹 (横)  |
|       | 三堀孝夫 (横)  |       | 寺脇敏彦 (横)   |         | 渡邊毅弘 (厚) 神武志 (大和) 藤田素幸 (保)   |
|       | 山和恭 (平)   |       | 横濱英紀 (中)   |         | 上崎重利 (鶴) 丸山孝佳 (甲) 田原俊幸 (甲)   |
|       | 梯和昌良夫 (鎌) |       | 四方田貞夫 (川南) |         | 本田賢二 (甲) 羽田淳一 (大) 高橋範朗 (大)   |
|       | 磯部高貴 (川北) |       | 宇久田進治 (藤)  |         | 中村勝良 (甲) 三澤信仁 (甲)            |
|       | 瀧浪 (川北)   |       | 今田正紀 (神)   |         |                              |

### 役員構成一覧表 (平成 25・26 年度)

|       |            |       |            |         |                              |
|-------|------------|-------|------------|---------|------------------------------|
| 会 長   | 池田兼男 (神)   | 会計監事  | 中山捷彦 (中)   | 幹 事 会   |                              |
| 副 会 長 | 濱田茂 (緑)    |       | 末木好臣 (甲)   | 幹 事 長   | 佐野光明 (神)                     |
|       | 小倉惠一 (甲)   | 顧 問   | 浦上清次 (川南)  | 副 幹 事 長 | 鈴木崇晴 (戸) 深沢邦秀 (甲) 輿水秀樹 (南)   |
|       | 鈴木松太郎 (神)  |       | 稲垣米之 (神)   |         | 菅原宗男 (南) 圓城寺清美 (神) 杉原正道 (平)  |
|       | 米山勉 (神)    |       | 木下昭 (保)    | 幹 事     | 榎島正雄 (小)                     |
|       | 六槍勝明 (鶴)   | 相 談 役 | 草苺章雄 (鶴)   |         | 大沼はるみ (中) 藤田伸哉 (中) 飯田純子 (南)  |
|       | 池野光弘 (川南)  |       | 寺脇敏彦 (横)   |         | 奥村浩志 (神) 大澤清治 (川南) 渡邊秀幸 (川西) |
|       | 瀧浪貫治 (川北)  |       | 四方田貞夫 (川南) |         | 甲谷隆和 (藤) 塩島好文 (甲) 中込公人 (甲)   |
|       | 柳下高孝夫 (川北) |       | 宇久田進治 (藤)  |         | 名取正文 (甲) 丸山孝佳 (甲) 江井 誠 (大)   |
|       | 梯和恭 (平)    |       | 今田正紀 (神)   |         | 田幡義人 (大) 羽田昭徳 (大)            |
|       | 井上篤 (相)    |       |            |         |                              |
|       | 入江薫 (甲)    |       |            |         |                              |
|       | 北條 (相)     |       |            |         |                              |

### 役員構成一覧表 (平成 27・28 年度)

|       |           |       |           |         |                             |
|-------|-----------|-------|-----------|---------|-----------------------------|
| 会 長   | 瀧浪貫治 (川北) | 会計監事  | 宇久田進治 (藤) | 幹 事 会   |                             |
| 副 会 長 | 濱田茂 (緑)   |       | 丸山孝佳 (甲)  | 幹 事 長   | 鈴木崇晴 (戸)                    |
|       | 末木德夫 (甲)  | 顧 問   | 浦上清次 (川南) | 副 幹 事 長 | 砂田俊二 (甲) 大沼はるみ (中) 甲谷隆和 (藤) |
|       | 小倉惠一 (甲)  |       | 稲垣米之 (神)  |         | 吉田大 (南) 田中良和 (緑) 井上武志 (相)   |
|       | 小山隆廣 (鶴)  |       | 木下昭 (保)   | 幹 事     | 佐久間隆弥 (大和) 奥村浩志 (神)         |
|       | 小山内光雄 (藤) | 相 談 役 | 草苺章雄 (鶴)  |         | 下山秀雄 (中) 橋爪隆夫 (中) 輿水秀樹 (南)  |
|       | 梯和恭 (平)   |       | 寺脇敏彦 (横)  |         | 上田俊 (戸) 圓城寺清美 (神) 今道敏郎 (緑)  |
|       | 池野光弘 (川南) |       | 池田兼男 (神)  |         | 波多辺浩明 (鎌) 森下正之 (厚) 羽田昭徳 (大) |
|       | 六槍勝明 (鶴)  |       |           |         | 初鹿武仁 (甲) 松野俊一 (甲) 名取正文 (甲)  |
|       | 高垣希 (中)   |       |           |         | 中村勝良 (甲) 田幡義人 (大) 江井 誠 (大)  |
|       | 北條 (相)    |       |           |         |                             |
|       | 幹 事 長     |       |           |         |                             |
|       | 副 幹 事 長   |       |           |         |                             |

|            |           |               |                               |
|------------|-----------|---------------|-------------------------------|
| 正副会長正副幹事長会 |           | 推薦審査会         |                               |
| 会 長        | 瀧浪貫治 (川北) | 会 長           | 今田正紀 (神)                      |
| 副 会 長      | 濱田茂 (緑)   | 副 会 長         | 小山内光雄 (藤)                     |
|            | 小倉惠一 (甲)  | 構 成 員         | 会長 副会長 幹事長 副幹事長 幹事            |
|            | 小山内光雄 (藤) | 役員選考委員会       |                               |
|            | 池野光弘 (川南) | 委 員 長         | 池田兼男 (神) 草苺章雄 (鶴)             |
|            | 高垣希 (中)   | 副 委 員 長       | 稲垣米之 (神)                      |
|            | 大澤清治 (川南) | 構 成 員         | 会長 副会長 幹事長 顧問 相談役 県税政連会長 同幹事長 |
|            | 北條 (相)    | 50周年記念事業特別委員会 |                               |
|            | 幹 事 長     | 委 員 長         | 池田兼男 (神)                      |
|            | 副 幹 事 長   | 副 委 員 長       | 草苺章雄 (鶴)                      |
|            |           | 委 員           | 瀧浪貫治 (川北) 濱田茂 (緑) 末木德夫 (甲)    |
|            |           |               | 鈴木崇晴 (戸) 梯和恭 (平) 砂田俊二 (甲)     |

|                      |          |           |          |          |           |          |            |
|----------------------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|------------|
| 委 員 会                | 政策委員会    | 財務委員会     | 組織委員会    | 国対委員会    | 選対委員会     | 広報委員会    | 後援会対策委員会   |
| 委 員 長<br>(担当副会長)     | 山田隆廣 (鶴) | 池野光弘 (川南) | 高垣 希 (中) | 六槍勝明 (鶴) | 大澤清治 (川南) | 藤田伸哉 (中) | 小倉惠一 (甲)   |
| 副 委 員 長<br>(副幹事長・幹事) | 吉田大 (南)  | 大沼はるみ (中) | 井上武志 (相) | 奥村浩志 (神) | 甲谷隆和 (藤)  | 田中良和 (緑) | 佐久間隆弥 (大和) |
|                      | 羽田昭徳 (大) | 初鹿武仁 (甲)  | 松野俊一 (甲) | 名取正文 (甲) | 中村勝良 (甲)  | 田幡義人 (大) | 江井 誠 (大)   |

## 4 「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿

平成 28 年 11 月 22 日現在  
東京地方税理士政治連盟

| 衆議院    |      |         |           |       |            |
|--------|------|---------|-----------|-------|------------|
| 国会議員名  | 党派   | 選挙区     | 会長(推薦人代表) | 幹事長   | 結成年月日      |
| 松本純    | 自民   | 神奈川県 1  | 浅木克真      | 裏木新夫  | H 25.11.27 |
| 菅義偉    | 自民   | 神奈川県 2  | 高橋稔       | 新井通夫  | H 9.12. 4  |
| 小此木八郎  | 自民   | 神奈川県 3  | 松江泰弘      | 中川公登  | H 8. 7.10  |
| あさお慶一郎 | 無所属  | 神奈川県 4  | 石井正夫      | 中飯幹嘉  | H 11. 5.18 |
| 上田いさむ  | 公明   | 神奈川県 6  | 小林満義      | 葛西芳恵  | H 21. 2. 3 |
| 鈴木けいすけ | 自民   | 神奈川県 7  | 仲田敏捷      | 田中良和  | H 27. 5.11 |
| 笠ひろみ   | 民進   | 神奈川県 9  | 角田国明      | 古舘修   | H 16. 1.11 |
| 田中和徳   | 自民   | 神奈川県 10 | 枝村和道      | 池上英嗣  | H 8. 5.18  |
| 小泉進次郎  | 自民   | 神奈川県 11 | 長野三郎      | 谷中賢司  | H 21.10.31 |
| 甘利明    | 自民   | 神奈川県 13 | 小野三郎      | 前川孝幸  | H 11. 1. 5 |
| あかま二郎  | 自民   | 神奈川県 14 | 小山智祐      | 市川孝幸  | H 28.11.22 |
| 河野太郎   | 自民   | 神奈川県 15 | 榊原雄児      | 柳川信男  | H 8. 6.17  |
| ごとう祐一  | 民進   | 神奈川県 16 | 金子敏明      | 三橋正人  | H 22. 1.22 |
| 牧島かれん  | 自民   | 神奈川県 17 | 北村幸弘      | 小柴一彦  | H 27.11.11 |
| 山際志太郎  | 自民   | 神奈川県 18 | 大森雄夫      | 小笠原輝昭 | H 26. 9.19 |
| 長崎幸太郎  | 無所属  | 山梨県 2   | 村松滝夫      | 羽田昭徳  | H 27.12.21 |
| 水戸将史   | 民進   | 比例南関東   | 山重美登士     | 青木昌一  | H 19.11. 9 |
| 本村賢太郎  | 民進   | 比例南関東   | 吉野賢一      | 中村一郎  | H 21.12.12 |
| 阿部とも子  | 民進   | 比例南関東   | 吉澤陽子      | 宮治千枝子 | H 28. 3.23 |
| 宮川典子   | 自民   | 比例南関東   | 末木好臣      | 本田賢二  | H 22. 4.16 |
| 堀谷真一   | 自民   | 比例南関東   | 湯山智治      | 長田豊明  | H 27.10. 1 |
| 小沢鋭仁   | 大阪維新 | 比例近畿    | 田中寿雄      | 中込公人  | H 28. 4.18 |
|        |      |         | 三神治彦      | 松野俊一  | H 7.12.26  |

| 参議院    |    |      |       |       |            |
|--------|----|------|-------|-------|------------|
| 国会議員名  | 党派 | 選挙区  | 会長    | 幹事長   | 結成年月日      |
| 牧山ひろえ  | 民進 | 神奈川県 | 草苅章雄  | 高垣希   | H 21. 5.18 |
| 佐々木さやか | 公明 | 神奈川県 | 阿部幸宣  | 大崎ケイ子 | H 25. 6.20 |
| 島村大    | 自民 | 神奈川県 | 三根山貞夫 | 戸島喜久郎 | H 25. 6.26 |
| 三浦のぶひろ | 公明 | 神奈川県 | 平松武雄  | 蜷川嘉久  | H 28. 5.17 |
| 赤池誠章   | 自民 | 比例代表 | 石橋秀樹  | 池田善一  | H 19.11.17 |

### 前・元国会議員等

| 前・元国会議員等名 | 党派  | 選挙区  | 会長   | 幹事長  | 結成年月日      |
|-----------|-----|------|------|------|------------|
| 金子洋一      | 民進  | 神奈川県 | 上原英二 | 清水一男 | H 23. 7. 1 |
| 高野剛       | 自民  | 山梨県  | 前原昇  | 市川正文 | H 28. 4.11 |
| 横内正明      | 無所属 | 山梨県  | 中込敏彦 | 窪田久人 | H 7.10.24  |

### 県知事・市長

| 県知事・市長名 | 氏名    | 会長   | 幹事長   | 結成年月日      |
|---------|-------|------|-------|------------|
| 神奈川県知事  | 黒岩祐治  | 朝倉文彦 | 宮島和比古 | H 25. 9. 5 |
| 山梨県知事   | 後藤ひとし | 清水孝  | 深沢邦秀  | H 21.11.14 |
| 横浜市市長   | 林文子   | 土田早苗 | 辻泰二郎  | H 25. 7.25 |
| 川崎市市長   | 福田紀彦  | 西山裕志 | 江口進   | H 27. 4.10 |
| 相模原市長   | 加山俊夫  | 原清助  | 細田明彦  | H 25. 6.29 |

## 5 税政連支部別会員数 (H29.4.30 現在)

|      | 税政連会員数 | 税理士会会員数 | 加入率 |       | 税政連会員数 | 税理士会会員数 | 加入率  |
|------|--------|---------|-----|-------|--------|---------|------|
| 横浜中央 | 432    | 722     | 60% | 藤沢    | 185    | 289     | 64%  |
| 横浜南  | 304    | 382     | 80% | 平塚    | 177    | 220     | 80%  |
| 保土ヶ谷 | 127    | 173     | 73% | 厚木    | 82     | 107     | 77%  |
| 戸塚   | 124    | 202     | 61% | 大和    | 119    | 161     | 74%  |
| 神奈川県 | 242    | 435     | 56% | 相模原   | 219    | 292     | 75%  |
| 緑    | 187    | 312     | 60% | 小田原   | 116    | 140     | 83%  |
| 鶴見   | 86     | 120     | 72% | 神奈川県計 | 3,019  | 4,510   | 67%  |
| 川崎南  | 147    | 216     | 68% | 甲府    | 224    | 236     | 95%  |
| 川崎北  | 182    | 305     | 60% | 大月    | 58     | 58      | 100% |
| 川崎西  | 93     | 152     | 61% | 山梨計   | 282    | 294     | 96%  |
| 横須賀  | 123    | 159     | 77% | 合計    | 3,301  | 4,804   | 69%  |
| 鎌倉   | 74     | 123     | 60% |       |        |         |      |

# 税理士制度のあゆみと税政連の活動

## 1 年表 税理士政治連盟のあゆみ

### 昭和 38 年 (1963)

- 10月17日** 全国納税者政治連盟が結成。一般納税者・税理士を合わせて約 3,500 名、前尾自民党幹事長が出席。同日午後税理士法改正推進決起大会。
- 10月30日** 税理士法第 50 条（臨税）で国税庁、日税連、全国青色申告会総連合で三者協定（小規模納税者に対する記帳から申告までの税務指導を三者がそれぞれの機能と職能に応じてお互いに協力する）

### 昭和 39 年 (1964)

- 3月6日** 国会議員等に税理士法改正陳情書を提出。
- 4月3日** 日税連と全国納税者政治連盟は税理士法改正法案の国会提出を見合わせるよう要望（税務職員への税理士資格認定に反対）
- 4月7日** 税理士法改正案が閣議決定。税理士法改正案は衆議院を通過したが、日税連の廃案運動などにより 6 月 26 日継続審議に。

### 昭和 40 年 (1965)

- 6月1日** 税理士法改正案は参議院大蔵委員会で審議未了廃案（この年の国会は混乱しており廃案が多い）

### 昭和 41 年 (1966)

- 4月23日** 日税連は大蔵省証券局長に公認会計士法の一部を改正する法律案への意見を提出。（監査法人が税理士業務を侵さないようになど）
- 6月4日** 全国納税者政治連盟東京地方地区結成、（神奈川県・千葉県・山梨県）

### 昭和 42 年 (1967)

- 10月19日** 税理士制度 25 周年記念式典が開催。

### 昭和 43 年 (1968)

- 1月25日** 全国納税者政治連盟は日本税理士政治連盟に改組。
- 2月2日** 日本税理士政治連盟東京地方地区連合会に改組。
- 5月10日** 「他の法律に別段の定めがある場合および税理士等がその業務に付随して行う場合にはその制限にふれない」とする社会保険労務士法改正が成立。

### 昭和 44 年 (1969)

- 2月12日** 国税不服審判所創設を盛り込んだ国税通則法の一部改正案が国会に提出。日税連は国税不服審判所設置促進の要望を陳情。国会混乱のため、国税不服審判所設置の部分は 8 月 5 日廃案。
- 7月16日** 法制審議会商法部会が「株式会社監査制度改正要綱案」を決定。
- 12月5日** 商法改正反対総決起大会を開催。

### 昭和 45 年 (1970)

- 3月27日** 国税不服審判所創設を盛り込んだ国税通則法の一部改正案が成立し、5 月 1 日か

ら国税不服審判所が設置。

**3月27日** 不動産鑑定士及び同士補特例試験に関する法律施行（税理士の受験資格が2年間の時限立法に）

**12月23日** 商法改悪粉碎中小企業緊急大会を開催。

## 昭和46年(1971)

**1月** 税制議員懇談会が発足。

**2月2日** 商法改悪阻止国民総決起大会を開催。商法改正に関し自民党三役などに陳情。商法改正案は期限切れ。

## 昭和47年(1972)

**2月3日** 税理士法施行令第14条改正が公布、施行。商工会の経営指導員に「臨税」資格を付与。四者協定（国税庁、中小企業庁、日税連、全国商工会連合会）が成立。

**2月22日** 商法改悪反対緊急決起大会を開催。商法改正案は国会提出されず。

**10月2日** 税理士制度30周年記念式典が開催。

## 昭和48年(1973)

**2月21日** 改悪商法粉碎国民総決起大会を開催。

**7月3日** 商法問題が決着・反対運動を収束（会計監査人の監査対象会社の範囲は、当面、資本金10億円以上に、監査業務と税理士業務の特別利害関係の明確化）。商法改正法案は継続審議。

## 昭和49年(1974)

**1月24日** 小規模事業対策に関する要望書を決定。

**3月19日** 商法改正3法案が可決。

**12月21日** 商工会の顧問税理士問題が決着、了解事項に調印。

## 昭和50年(1975)

**2月7日** 税理士1,500人出席で税理士法改正推進総決起大会を開催。同日、500人の陳情団で「税理士法改正・早期実現に関する陳情書」により陳情。

**7月14日** 税理士による国会議員後援会の結成始まる。

## 昭和51年(1976)

**2月5日** 協力国会議員後援会結成要領を決定。

## 昭和52年(1977)

**3月25日** 行政書士法改正問題で請願（税理士業務への影響を阻止）

**11月15日** 税理士制度35周年記念式典が開催。

## 昭和53年(1978)

**2月1日** 機関紙「税政連」を「日本税政連」に改題。

**3月22日** 自民党財政部会内に税理士法問題小委員会（小淵恵三委員長）が設置。

**4月12日** 社会保険労務士制度改善問題で陳情（税理士制度への影響を防ぐ）

**5月26日** 自民党税制議員懇話会（税制議員懇談会を改組）が発足。

## ● 昭和 54 年 (1979)

- 3月13日 税理士法問題小委員会が税理士制度改正要綱を決定。
- 4月5日 日税連理事会で改正要綱に大筋で賛成。
- 5月11日 税理士法の一部を改正する法律案が閣議決定され、5月12日に上程。6月14日、審議未了廃案。
- 11月29日 臨時国会に税理士法改正案が再上程。
- 12月7日 毎日新聞に政治献金リストが掲載され国会審議がストップし継続審議に。

## ● 昭和 55 年 (1980)

- 4月8日 税理士法改正案が成立、4月14日公布。
- 5月15日 「税政連献金事件」で東京地検特捜部が不起訴処分を決定。
- 10月22日 商法改正反対総決起大会を開催。

## ● 昭和 56 年 (1981)

- 3月2日 商法特例法粉碎決起大会を開催。
- 3月20日 社会保険労務士法改正問題で陳情。この改正で税理士が行ってきた既往の業務内容に何ら変更を加えるものではないことが確認。
- 3月24日 商法改正法案が国会に提出される(6月3日成立・会計監査人の監査対象会社を拡大)
- 11月10日 建設省に「建設業経理士検定の実施について」申し入れ書を提出。

## ● 昭和 57 年 (1982)

- 3月4日 「建築業経理士問題」が解決(名称を「建設業経理事務士」とすることで決着)

## ● 昭和 58 年 (1983)

- 6月26日 参議院通常選挙(初の拘束名簿式比例代表)

## ● 昭和 59 年 (1984)

- 12月 源泉所得税の納期の特例の延長が実現。自治省が地方税務職員に対するいわゆる指定研修を税理士審査会の認定を受けたいとする動きに、慎重を期されたい旨税理士審査会に要望。

## ● 昭和 60 年 (1985)

- 1月 「欠損金の繰越控除の一部停止」(赤字法人に対する課税強化策の第1弾)反対の陳情を実施。

## ● 昭和 61 年 (1986)

- 2月13日 熊本地裁で「南九州訴訟事件」で原告勝訴の判決、2月25日に被告・南九州税理士会が控訴。
- 5月15日 法務省民事局参事官室が「商法・有限会社改正法試案」を公表(会計調査人制度が提案)。11月7日、意見書を提出。
- 5月25日 税理士による国会議員後援会の会旗を作成。

## ● 昭和 62 年 (1987)

- かねてから税制改正建議で要望していた、「災害被害者に対する地方税の減免措

置等について」の通達に基づく、期限の延長、徴収猶予及び減免の措置は、「伊豆大島噴火による被災納税者の減免措置等」として自治税務局が通達を公開し国税庁が公示している。

## ● 昭和 63 年 (1988)

12月10日 消費税導入に伴う商工会の記帳機械化オンライン化構想問題で陳情。

## ● 平成元年 (1989)

7月23日 参議院通常選挙（与野党逆転に）

## ● 平成 2 年 (1990)

4月17日 商法改正法案が国会に提出される。最低資本金額の引き上げなど。中小会社の計算の適正担保（会計調査人制度）は見送り。

## ● 平成 3 年 (1991)

4月30日 建設省が不動産コンサルタント制度創設の報告書を公表。反対を表明、陳情開始。

8月8日 雲仙普賢岳噴火に関し「災害等による被害者に対する税制上の措置に関する緊急要望書」を提出。

## ● 平成 4 年 (1992)

2月20日 税理士が付随業務で行う社会保険労務事務が規制されることへの反対を議決。

4月24日 南九州会訴訟事件控訴審で逆転判決。

4月28日 日税連と社労士会の懇談で社労士法第 27 条（業務の制限）、同法施行令（業務制限の解除）が盛り込まれないことを確認。

6月5日 不動産コンサルタント問題で建設省の回答を了承。

11月9日 税理士制度 50 周年記念式典が開催。

## ● 平成 5 年 (1993)

7月18日 衆議院総選挙（自民党敗北、細川連立内閣発足）

## ● 平成 6 年 (1994)

6月29日 村山富市氏が首相に指名。

## ● 平成 7 年 (1995)

3月9日 「阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等に関する緊急要望書」提出。

10月30日 「阪神・淡路大震災に関する緊急要望書」提出。

## ● 平成 8 年 (1996)

3月19日 「南九州訴訟」で最高裁判決。

6月 沖縄税政連が結成される。

10月20日 衆議院総選挙（小選挙区比例代表制による初めての選挙）

## ● 平成 9 年 (1997)

5月28日 地方自治法改正で外部監査人の適格者に税理士を明記。

6月17日 税理士制度改革推進議員連盟（自民党）が結成される。

## ● 平成10年(1998)

1月13日 日税連が税理士法改正対策特別委員会を設置。

4月13日 税理士制度改革推進議員連盟ワーキンググループ座長・座長補佐会議が開始。

12月16日 平成11年度税制改正大綱に税理士制度の見直しを検討するが明記。

## ● 平成11年(1999)

12月16日 平成12年度税制改正大綱に税理士法改正の速やかな実現を目指して検討を進めることが明記。

## ● 平成12年(2000)

3月28日 自民党税理士制度改革推進議員連盟が「税理士法改正に関する項目区分」を決定。

9月20日 税理士制度改革推進議員連盟総会で「税理士法改正要望項目」（15項目）が決定。

12月14日 平成13年度税制改正大綱に「納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、税理士法人制度や税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設、税理士試験制度の見直し等所要の措置を講じる」ことが明記。与党内に「税理士制度に関するプロジェクトチーム」が設置。

## ● 平成13年(2001)

4月2日 東京地方税政連から千葉県税政連が分離。

5月25日 税理士法改正法が成立、6月1日公布。

## ● 平成14年(2002)

5月22日 商法改正で現物出資等の評価証明者に税理士を明記。

## ● 平成15年(2003)

2月 公認会計士法の改正に関し資格取得制度（公認会計士の資格での税理士登録）の見直しを訴える。

7月2日 地方独立行政法人法の制定で同法人の監事の有資格者に税理士を明記。7月、国立大学法人法に外部有識者の活用を規定。

## ● 平成16年(2004)

6月9日 税理士制度改革推進議員連盟総会で、株式会社の計算書類の正確さに対する信頼性を高めることにつき、社会的有用性があり、多くの会社に受け入れられやすい制度として、「会計参与（仮称）制度」を創設し、その会計参与には、税理士、公認会計士を活用するとの決議が採択。

## ● 平成17年(2005)

6月29日 会社法が成立（会計参与制度が創設される）

## ● 平成18年(2006)

5月1日 会社法が施行。19年度税制改正大綱に、特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の見直し（適用除外となる基準所得金額を800万円→1600万円に）が明記。

## ● 平成 19 年 (2007)

**3月31日** 税理士登録者数7万人に。7月10日、国税審判官に税理士が初めて登用。

## ● 平成 20 年 (2008)

**1月1日** 政治資金規正法改正で登録政治資金監査人の有資格者に税理士を明記。

## ● 平成 21 年 (2009)

**3月** 「税理士法改正要望項目」の再検討及び国会対策の推進を開始。

**8月30日** 衆議院総選挙（自民党敗北、鳩山内閣発足）

## ● 平成 22 年 (2010)

**3月** 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が実現（法人税法第35条）。

**12月16日** 「更正の請求期間の見直し」「納税者権利憲章の制定」「税務調査手続の見直し」「税理士制度の見直し」が平成23年度税制改正大綱に明記。

## ● 平成 23 年 (2011)

**3月12日** 東日本大震災による災害関連の緊急税制改正等に関して提言及び緊急要望書の実現を訴えた。

**6月28日** 税理士法改正に関する意見（案）（17項目）を日税連理事会で報告。この税理士法改正の実現に向けて運動を展開する。

**12月10日** 平成24年度税制改正大綱に、税理士制度の見直しに向けた検討を進めることが明記。

## ● 平成 24 年 (2012)

**9月26日** 税理士法改正に関する要望書（18項目）を決定。

**11月5日** 税理士制度70周年記念式典が開催。

**11月12日** 税理士法改正に関する要望書（平成25年度改正要望項目）（12項目）を各党議員  
～14日 連盟に対し要望。

**12月16日** 衆議院総選挙（民主党敗北、安倍内閣発足）

## ● 平成 25 年 (2013)

**1月24日** 平成25年度税制改正大綱に、税理士法の改正を視野に入れてその見直しについて引き続き検討を進めるが明記。

## ● 平成 26 年 (2014)

**3月20日** 税理士法改正案が成立。

**9月28日** ドイツ・ミュンヘン税理士会を訪問し、ドイツ税理士制度を調査。  
～10月3日

## ● 平成 27 年 (2015)

**10月** 消費税の単一税率を強力に要望。

## ● 平成 28 年 (2016)

**8月26日** 第50回記念大会を開催。



# 税制改正達成実現項目

|            | 税制改正に関する重点要望   | 実現項目  |
|------------|--|---|
| 平成<br>10年度 | <p>(連合会建議書から要約)</p> <p>1. 公平な税負担</p> <p>所得控除の整理合理化<br/>                     利子・配当所得→原則として総合課税<br/>                     同族会社の留保金の特別課税制度の廃止<br/>                     相続財産に対する費用の控除<br/>                     消費税の届出書・申請書提出期限の是正<br/>                     簡易課税制度適用時の固定資産の取得</p> <p>2. わかり易い税制</p> <p>更正の請求期間→5年<br/>                     青色専従者給与に関する届出制度の廃止<br/>                     居住用財産の譲渡損失の繰越控除<br/>                     交際費課税の改善整備<br/>                     財産評価の通則の法令化<br/>                     土地に対する固定資産税評価額の改善</p> <p>3. 合理的な納税事務負担</p> <p>法人税・消費税の予定申告制度の廃止<br/>                     事業税等地方税も同様に予定申告の廃止<br/>                     (上記2項目、納税のみの制度とする)<br/>                     帳簿書類の保存に電子データも認める<br/>                     源泉所得税の納付期限を翌末日とする<br/>                     物納制度及びその手続きの簡素化</p> <p>4. 時代に適合し得る税制</p> <p>5. 透明な税務行政</p> <p>重加算税の賦課手続きの明確化</p> | <p>1. 帳簿書類の保存について電子データによる保存制度を創設</p> <p>2. 居住用財産の買換えによる譲渡損失の繰越控除制度の創設(3年間)</p> <p>3. 法人の新規取得土地等に係る負債利子の損金算入制限措置の廃止</p> <p>4. 法人税の基本税率の引下げ(3%引下げ34.5%に)</p> <p>中小法人の軽減税率の引下げ(3%引下げ25%に)</p> <p>5. 利子・配当等に係る所得税額の控除の特例の廃止</p> <p>6. 中小法人の貸倒引当金の特例の存置＝租税特別措置法で3年間</p> <p>7. 耐用年数(建物)の見直し</p> <p>8. 事業税への外形基準課税の導入の見送り</p> <p>9. 連結申告納税制度の導入の見送り</p> <p>10. 法人の経費の損金算入措置について寄付金と福利厚生費の支出の制限の見送り</p> <p>&lt;要望により当初案から修正になった項目&gt;</p> <p>○ 中小法人の交際費の損金算入割合20%に軽減(当初案は30%)</p> <p>○ 工事収益の金額基準の復活</p> |
| 平成<br>11年度 | <p>(連合会建議書から要約)</p> <p>ほぼ前年と同様の内容である</p> <p>2. わかり易い税制</p> <p>交際費課税</p> <p>社会通念上必要な支出は原則損金算入</p>   | <p>1. 利子税・延滞税の税率</p> <p>公定歩合に4%加算した割合に引下げ(相続税・贈与税については、公定歩合に4%を加算した割合に7.3%を乗じて計算した割合に引下げ)</p> <p>2. 利子所得・配当所得及び株式等の課税所得の課税方法</p> <p>上場株式等の譲渡所得の源泉分離課税制度を平成13年4月1日より廃止</p> <p>3. 居住用財産の譲渡による損失の繰越控除<br/>住宅ローン控除との併用適用</p> <p>4. 中小法人の軽減税率の引下げ(3%引下げ22%に)</p>   |

|            | 税制改正に関する重点要望   | 実現項目  |
|------------|--|---|
| 平成<br>11年度 |  | <p>5. 固定資産課税台帳の縦覧制度<br/>審査申出制度の改正<br/>期間を納税通知書交付後 30日に延長<br/>&lt;平成 11 年度の税制改正に関する建議書<br/>で進展した項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欠損金の繰り戻しによる還付の不適用<br/>設立後 5 年以内の中小法人について、<br/>前 1 年間の欠損金を繰り戻し還付</li> <li>○ 小規模宅地等についての相続税の課税<br/>価格の計算の特例<br/>特定事業用宅地等に係る特例の対象<br/>面積を 330㎡（現行 200㎡）に引上げ</li> <li>○ 個人事業税の事業主控除額<br/>20 万円引上げ 290 万円に</li> </ul> <p>&lt;昨年度に引き続き要望した項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少額減価償却資産（100 万円未満の情<br/>報通信機器等）の即時損金算入制度の<br/>創設</li> </ul> <p>&lt;阪神・淡路大震災の被災地における緊急<br/>税制改正に関する意見書（近畿税理士会）<br/>の中で実現した項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住用財産の譲渡所得の課税特例<br/>適用期間を 2 年間延長</li> </ul> |
| 平成<br>12年度 | <p>（連合会の建議書から要約）<br/>ほぼ前年と同様の内容である</p> <p>1. 公平な税負担<br/>給与所得者に対する課税<br/>原則申告納税、年末調整と選択制<br/>特定支出制度の見直し</p> | <p>1. 欠損金の繰り戻しによる還付の不適用<br/>設立後 5 年以内の中小法人について、<br/>適用除外の期限を 2 年間延長</p> <p>2. 同族会社の留保金に関する特別課税制度<br/>設立後 10 年以内の新事業法促進法<br/>の中小企業該当者及び同認定事業者<br/>において、2 年間の時限措置として<br/>同族会社の留保金課税を不適用</p> <p>3. 土地に係る固定資産の評価及び価格<br/>固定資産税の負担水準の引下げ、負<br/>担調整措置の継続</p> <p>4. 取引相場のない株式の評価<br/>類似業種批准方式等を見直し</p> <p>&lt;近畿税理士会の税制改正に関する意見書<br/>の中で実現した項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住用財産の譲渡所得の課税特例<br/>適用期間を 2 年間延長</li> </ul>  |

|            | 税制改正に関する重点要望   | 実現項目   |
|------------|--|--|
| 平成<br>13年度 | <p>(連合会の建議書から要約)<br/>ほぼ前年と同様の内容である</p> <p>3. 合理的な納税事務負担<br/>源泉所得税の納付期限を翌月 20 日に<br/>償却資産税の賦課期日を事業年度の末日<br/>申告書の提出期限を各々の申告期限に</p> <p>4. 時代に適合し得る税制<br/>公的年金受給者に年末調整に準ずる措置<br/>贈与税の配偶者控除<br/>婚姻期間を 10 年以上に短縮<br/>最高額を 3,000 万円に引上げ</p> | <p>1. NPO 法人に対する寄附金<br/>一定の要件を満たす認定 NPO 法人に<br/>みなし寄附金控除の適用<br/>法人の NPO 法人に対する寄附金を当<br/>該損金算入限度額の範囲内で損金算入</p> <p>2. 減価償却資産の法定耐用年数<br/>電子計算機<br/>パーソナルコンピュータ 6 年→4 年<br/>その他のもの 6 年→5 年</p> <p>3. 居住用財産の譲渡所得の特別控除額<br/>特定の居住用財産の買換え及び交換<br/>の場合の長期譲渡所得の課税の特例<br/>制度の適用期限を 3 年延長</p> <p>4. 欠損金の繰越控除期間<br/>産業活力再生特別措置法の事業再構<br/>築計画に基づく認定事業者に係る欠<br/>損金の繰越控除制度の適用期限を 2<br/>年延長 (5 年から 7 年に)</p> <p>5. 贈与税の基礎控除額<br/>110 万円に引上げ</p> <p>6. 小規模宅地等についての相続税の課税<br/>価格の計算の特例<br/>特定事業用宅地等 特例の対象面積<br/>330㎡から 400㎡に拡充<br/>特定居住用宅地等 特例の対象面積<br/>200㎡から 240㎡に拡充</p> <p>&lt;前文&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税理士制度の見直し<br/>税理士法人制度の創設<br/>税理士試験制度の見直し等所要の措置</li> <li>○ 外形標準課税<br/>さらに検討を深め、景気の璽宇教等<br/>も勘案しつつ、早期導入を図る</li> <li>○ 連結納税制度<br/>2002年度(平成14年度)導入を目指す</li> </ul> |
| 平成<br>14年度 | <p>1. 非上場企業の事業承継においては、好<br/>業績の企業ほど株式の評価額が高額と<br/>なり事業承継が困難となるため非上場<br/>株式に対する軽減措置を実施する必要<br/>がある。</p>   | <p>1. 事業承継に係る相続税<br/>取引相場のない株式等についての課<br/>税価格の減免措置。</p> <p>2. 固定資産税の縦覧制度<br/>固定資産税における情報開示の促進。</p>   |

|            | 税制改正に関する重点要望  | 実現項目  |
|------------|---|---|
| 平成<br>14年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 固定資産税については、納税者に自らの評価内容を明らかにするように措置すべきである。</li> <li>3. 同族会社の留保金課税については早急に廃止すべきである。</li> <li>4. 交際費課税について、交際費等の範囲の見直し、社会通念上必要な支出は原則損金算入とするとともに、定額控除限度額内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止すべき。</li> <li>5. 欠損金の繰越控除期間を7年に延長すること。</li> <li>6. 事業税の外形標準課税を実施することは、何を外形標準とするかが問題であり、現状では時期尚早であること、特に中小企業に対する配慮を行ったうえで、国民の理解を得るべく、更に検討を重ねること。</li> <li>7. 相続税の税率を50%を最高とした税率構造とすること。</li> <li>8. 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。</li> <li>②収益事業から生じる法人税率は、普通法人の税率と同一にすること</li> <li>③認定NPO法人に対する課税については、公益法人等と同様にすること。</li> </ul> </li> <li>9. 消費税率の見直しには慎重であるべきであり、複数税率を設けないこと。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 同族会社の留保金課税制度<br/>不適用対象法人の拡大。<br/>中小企業に対する税率の軽減。</li> <li>4. 交際費課税<br/>定額控除限度額の引上げ。</li> <li>5. 欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置<br/>適用除外措置の適用期限の延長。</li> </ul>   |
| 平成<br>15年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 少額減価償却資産及び繰延資産の損金算入限度額を30万円未満に引き上げるとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。</li> <li>2. 同族会社の留保金課税制度は、早急に廃止すること。</li> <li>3. 相続税の税率を50%を最高とした税率構造とすること。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入<br/>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を創設し、取得価額30万円未満減価償却資産の損金算入を認める措置を講ずる。</li> <li>2. 同族会社の留保金課税制度<br/>同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率50%以下の中小企業について、留保金課税を適用しない措置を講ずる。</li> </ul> |

|            | 税制改正に関する重点要望  | 実現項目  |
|------------|---|---|
| 平成<br>15年度 | <p>4. 納税義務の免除制度を申告不要制度に改めるとともに、申告不要及び簡易課税制度の判定については、基準期間による制度を改め、当該課税期間の課税売上高に基づいて判定する制度とすること。また、簡易課税制度の適用については、届出制を廃止し、その選択は申告書の記載要件とすること。</p> <p>5. 事業税の外形標準課税は、中小企業や赤字法人に対する配慮を行うなど国民の理解を得るべくさらに検討を重ねること。</p> <p>6. 各種の所得控除を整理合理化し、基礎的な人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除に集約し、引き上げること。なお、人的控除のうち、配偶者特別控除は廃止すること。</p> <p>7. 交際費課税について、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な支出は原則として損金算入するとともに、定額控除内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止するなど改善整備を図ること。</p> <p>8. 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。<br/>           ①法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。<br/>           ②収益事業から生じる法人税率は、普通法人の税率と同一にすること<br/>           ③認定NPO法人に対する課税については、公益法人等と同様にすること。</p> <p>9. 公的年金の年金控除額を縮減し、受給者における納税手続を簡素化すること。</p> | <p>3. 相続税の税率構造<br/>最高税率を引き下げるとともに、税率区分を拡大する。</p> <p>4. 中小企業に対する消費税の特例措置<br/>           ①事業者免税制度の適用上限を1,000万円(現行3,000万円)に引き下げる。<br/>           ②簡易課税制度の適用上限を5,000万円(現行2億円)に引き下げる。</p> <p>5. 外形標準課税<br/>法人事業税への外形標準課税を、資本金1億円超の法人を対象として、外形標準の割合を4分の1とする制度を創設する。</p> <p>6. 個人所得課税<br/>配偶者特別控除のうち控除対象配偶者について配偶者控除に上乘せ適用される部分の控除を廃止する。</p> <p>7. 交際費損金不算入制度<br/>400万円の定額控除の対象法人を資本金1億円以下の中小法人に拡大するとともに、定額控除額までの損金不算入割合を10%に引き下げる。</p> <p>8. 認定NPO法人に対する課税<br/>認定NPO法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業にかかる寄付金の額とみなすとともに、損金不算入限度額を所得の金額の20%とする。</p> |
| 平成<br>16年度 | <p>1. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。</p> <p>2. いわゆるエンジェル税制の拡充・拡大を図ること。</p> <p>3. 居住用財産の譲渡について生じた純損失については、すべて繰越控除を認めること。</p>   | <p>1. 欠損金の繰越期間の延長(5年→7年)</p> <p>2. エンジェル税制の拡充</p> <p>3. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の拡充・居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設</p>   |

|            | 税制改正に関する重点要望   | 実現項目   |
|------------|--|--|
| 平成<br>17年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の復活</li> <li>2. 個人の寄付金控除の見直し</li> <li>3. 雇用促進税制の創設</li> <li>4. 交際費課税制度の抜本的見直し</li> <li>5. 同族会社の留保金課税制度の廃止</li> <li>6. 欠損金の繰り戻し還付制度の再開</li> <li>7. 相続税の課税方式を遺産取得方式への変更</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寄付金控除の引き上げ</li> <li>2. 認定NPO法人の認定要件緩和</li> <li>3. 人材投資減税の創設</li> <li>4. 税務署に提出した書類の閲覧サービスの創設</li> </ol>  |
| 平成<br>18年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除の整理・合理化</li> <li>2. 居住用財産の譲渡損失の損益通算の要件緩和</li> <li>3. 給与所得者に対する確定申告の導入と給与所得控除の見直し</li> <li>4. 雇用促進税制の創設</li> <li>5. 交際費課税制度の抜本的見直し</li> <li>6. 同族会社の留保金課税制度の廃止</li> <li>7. 欠損金の繰り戻し還付制度の再開</li> <li>8. 中小法人に対する軽減税率適用金額の引き上げ</li> <li>9. 減価償却資産の法定耐用年数表及び償却限度額の見直し</li> <li>10. 消費税簡易課税制度の事業区分の簡素化</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同族会社留保金課税制度における同族要件の緩和及び留保控除額の引き上げ</li> <li>2. 交際費の損金算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化</li> <li>3. 物納制度の整備（物納不適格財産の明確化、審査期間の法定、延納から物納への切り替え）</li> <li>4. 災害の場合における簡易課税制度選択の変更容認</li> <li>5. 郵送等に係る書類の提出時期における発信主義の適用範囲拡大</li> <li>6. 更正の請求の後発的事由の追加（判決等により国税庁長官の法令解釈が変更された場合）</li> <li>7. 申告書の公示制度の廃止</li> </ol>                               |
| 平成<br>19年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除の整理・合理化</li> <li>2. 居住用財産の譲渡損失の借入金要件の緩和</li> <li>3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止</li> <li>4. 定期同額給与の見直し</li> <li>5. 交際費課税制度の抜本的見直し</li> <li>6. 同族会社の留保金課税制度の廃止</li> <li>7. 欠損金の繰り戻し還付制度の再開</li> <li>8. 中小法人に対する軽減税率適用金額の引き上げ</li> <li>9. 減価償却資産の法定耐用年数表及び償却限度額の見直し</li> <li>10. 消費税簡易課税制度の事業区分の簡素化</li> </ol>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特殊支配同族会社の役員給与と損金不算入規定における基準所得金額の引き上げ</li> <li>2. 職制上の地位の変更等により改定された定期給与の取り扱いの明確化（※）</li> <li>3. 事前確定届出給与の届出期限の延長（※）</li> <li>4. 同族会社留保金課税制度における資本金等の額1億円以下の会社の適用除外</li> <li>5. 減価償却制度における残存価額及び償却可能限度額の廃止並びに特定のIT設備の法定耐用年数短縮</li> <li>6. 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限延長</li> <li>7. 国税審判官への民間人の登用<br/>（※建議書以外の要望項目）</li> </ol> |

|            | 税制改正に関する重点要望  | 実現項目  |
|------------|---|---|
| 平成<br>20年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 更正の請求ができる理由に、租税特別措置法の特例不適用の場合を加えること。</li> <li>2. 公的年金以外に収入のない者について納税手続きを簡素化すること。</li> <li>3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。</li> <li>4. 中小企業の円滑な事業の継続のための措置を講ずること。</li> <li>5. 資本金1億円以下の中小法人に対する事業税の外形標準課税の導入は時期尚早である。</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の創設</li> <li>2. 公益法人等に対する課税の見直し</li> <li>3. 認定NPO法人の認定要件緩和</li> <li>4. 事前照会に対する文書回答手続の改善</li> </ol> <p style="text-align: right;">※<br/>(※建議書以外の要望項目)</p>   |
| 平成<br>21年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 更正の請求をすることができる期間を5年とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間は1年とすること。</li> <li>2. 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とし特定支出控除を拡充し給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。</li> <li>3. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。</li> <li>4. 消費税率の引上げは慎重に行うこと。また、複数税率にはしないこと。</li> <li>5. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員給与について「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」の明確化</li> <li>2. 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止</li> <li>3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、事業者（賃借人）が賃貸借処理をしている場合における分割控除の容認</li> <li>4. 中小企業における事業承継の円滑化を図るため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の導入</li> <li>5. 平成21、22年度に生ずる試験研究費の繰越控除の延長</li> </ol> |
| 平成<br>22年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。</li> <li>2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。</li> <li>3. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止（日税連要望項目10）</li> <li>2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の適用延長（日税連要望項目9）</li> <li>3. 扶養控除の見直し（日税連要望項目8）</li> <li>4. 受取配当等の益金不算入（日税連要望項目12）</li> </ol>  |

|            | 税制改正に関する重点要望   | 実現項目   |
|------------|--|--|
| 平成<br>22年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。</li> <li>5. 更正の請求をすることができる期間について、他の関連する規定とのバランスを考慮しつつその延長を行うこと。</li> <li>6. 税務行政の執行に関する手続規定を整備すること。</li> </ol>  |  |
| 平成<br>23年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について損益通算及び繰越控除を認めること。</li> <li>2. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の、10%課税制度は即時に廃止すること。</li> <li>3. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。</li> <li>4. 更正の請求をすることができる期間の延長を行うこと。</li> <li>5. 納税者権利憲章(仮称)を制定すること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 更正の請求期間の延長</li> <li>2. 税務調査手続きの見直し</li> </ol>  |
| 平成<br>24年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国税通則法の改正は、早期に成立すること。</li> <li>2. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。</li> <li>3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。</li> <li>4. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。</li> <li>5. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。</li> </ol>            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の上限設定</li> <li>2. 特定支出控除範囲の拡大</li> <li>3. 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し</li> </ol> |



|            | 税制改正に関する重点要望   | 実現項目  |
|------------|--|---|
| 平成<br>25年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費税のあり方について次のとおり要望する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 単一税率の維持</li> <li>(2) 逆進性対策</li> <li>(3) 帳簿方式の維持</li> <li>(4) 基準期間制度の廃止</li> <li>(5) 簡易課税制度の見直し</li> </ol> </li> <li>2. 国税通則法の目的を改正し、納税者憲章を早期に成立させること。</li> <li>3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。</li> <li>4. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。</li> <li>5. 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度における諸要件を緩和すること。</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の諸要件の緩和</li> <li>2. 試験研究費の税額控除制度<br/>控除税額の上限引き上げ</li> <li>3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例適用対象者から収入金額7,000万円を超える者の除外</li> <li>4. 交際費等の損金不算入制度の中小特例について、定額控除限度額の引き上げ及び損金不算入制度廃止</li> <li>5. 延滞税割合の見直し</li> </ol> |
| 平成<br>26年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税理士法に関する改正要望。</li> <li>2. 消費税のあり方。               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 単一税率の維持</li> <li>* 基準期間制度の廃止</li> <li>* 簡易課税制度の選択を確定申告時期にできる制度にすること。</li> <li>* 仕入税額控除の要件とされる帳簿の記載要件の見直し。</li> </ul> </li> <li>3. 復興特別所得税の見直し。</li> <li>4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。</li> <li>5. 法人税の損金算入規定等についての見直し。               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 役員給与は原則として損金算入することの明確化</li> <li>* 労働協約や就業規則等により支給が明確に規定されている法人については退職給付引当金・賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。</li> <li>* 社会通念上必要とされる慶弔費は課税の対象外とし、損金算入を認めること。</li> </ul> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交際費課税制度の見直し</li> <li>2. 簡易課税制度のみなし仕入れ税率の見直し</li> <li>3. 給与所得控除の上限の引下げ</li> <li>4. 国際課税原則の見直し<br/>(総合主義から帰属主義への変更)</li> <li>5. 研究開発税制の拡充</li> <li>6. 国税不服審査制度の見直し</li> </ol>   |

|            | 税制改正に関する重点要望  | 実現項目   |
|------------|---|--|
| 平成<br>27年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費税の単一税率維持の提言及び軽減税率制度の導入しないこと。</li> <li>2. 中小企業に対して事業税の外形標準課税を導入しないこと。</li> <li>3. 法人税の欠損金の控除限度額を一律に軽減しないこと。</li> <li>4. 役員給与に係る給与所得控除に別途の基準を設けないこと。</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業税の外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと。(平成27年度要望書21)</li> <li>2. 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(平成27年度要望書10)</li> <li>3. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けない。(平成27年度要望書3(2))</li> </ol> |
| 平成<br>28年度 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費税 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 単一税率の維持</li> <li>* 基準期間制度を廃止し、申告不要制度の創設</li> </ul> </li> <li>2. 法人税 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 中小法人等に係る欠損金の繰越控除の現行制度の維持</li> </ul> </li> <li>3. 所得税 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 給与所得控除・公的年金等控除の見直し及び所得控除の整理・簡素化</li> </ul> </li> <li>4. 地方税 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 外形標準課税制度は中小法人には導入しないこと。</li> </ul> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業税の外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと。(平成28年度要望書11)</li> <li>2. 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(平成28年度要望書2)</li> <li>3. 公的年金等に対する課税を見直すこと。(平成28年度要望書7)</li> </ol>               |

## 後援会紹介

### 松本 純後援会（自民・神奈川1区）

#### 会長 浅木 克真

税政連50周年記念誌発刊、誠におめでとうございます。

昨今の社会情勢の中、税政連の役割はますます重要になっていくと思われまます。

松本純先生におかれましては、陳情等でお話させていただきますと、我々税理士の考えに、深くご理解を示してくださることに、とても感謝しております。

松本純先生におかれましては、お立場上大変ご多忙な事と存じますが、引き続きよろしく願い申し上げます。



### 菅 義偉（すが よしひで）後援会（自民・神奈川2区）

#### 会長 高橋 稔

東京地方税理士政治連盟創立50周年おめでとうございます。

社会の根幹である租税制度の普及と適正な課税の公平実現に向けてその一端を担う税理士の社会的地位の向上と税理士業界発展のため、税理士会と連携し長きにわたりご尽力いただいた諸先輩方並びに貴連盟に対し改めて敬意を表します。

若い人達が希望を持てる税理士制度確立のため今後ますます活躍されることをご期待申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



### 小比木八郎後援会（自民・神奈川3区）

#### 会長 松江 泰弘

税政連50周年おめでとうございます。自由民主党衆議院議員であり神奈川3区（横浜市鶴見区・神奈川区）選出の小比木八郎代議士の後援会の歴史は古く、平成8年7月10日に結成以来20年以上、現存する後援会組織の中で古い方から3番目であります。

選挙区は鶴見支部と神奈川支部にまたがっておりますが、歴代の会長の弛まぬ努力と会員諸氏の一致団結した応援態勢により、また、京浜政経倶楽部や八昇会などの活動を通じて、今や盤石の基盤を誇るまでになりました。

現在7期目、政務党務の重職を歴任し、堂々たる議員活動を続けておられる「八郎さん」を今後も支えてまいります。



## あさお慶一郎後援会（無所属・神奈川4区）

会長 石井 正夫

東京地方税理士政治連盟創立50周年を迎え、大変おめでとうございます。税政連は我々税理士の本体である税理士会が政治活動を禁止されていることに替えて、税法改正等の税制建議ができる唯一の団体であるということは周知の事実ですが、私たちが組織している税理士による後援会の原動力となっていることは言うまでもないことです。

「税理士によるあさお慶一郎後援会」は平成11年5月に設立以降、今日に至ることができました。しかし、この間議員の政治活動は所属政党の事情により幾多の紆余曲折がありました。今後も税政連のご指導により活動していきたいと存じます。



## 上田いさむ後援会（公明・神奈川6区）

会長 小林 満義

東京地方税理士政治連盟設立50周年おめでとうございます。

私も税理士による上田いさむ後援会も貴政治連盟のご尽力により平成21年2月3日に設立されて以来8年目を迎えることができました。

その直後の選挙では落選も経験しましたが、その後は3回の当選を貴政治連盟の推薦により勝ち取ることができました。現在、上田いさむ後援会は、毎年総会を開催させていただいております。昨年は、推薦いただき当選した三浦のおひろ、佐々木さやかと3議員合わせて12月15日に総会を開催することができました。

これからも貴政治連盟とともに税理士会発展のために後援会活動を引き続き行ってまいりますのでご指導のほどよろしく申し上げます。



## 鈴木けいすけ後援会（自民・神奈川7区）

会長 仲田 敏捷

税政連50周年おめでとうございます。

「税理士による鈴木けいすけ後援会」を設立して、まだ2年足らずですが、鈴木議員には平成26年の税理士法改正問題において、当面の責任議員として活躍していただき税理士・公認会計士等々においても関わりが深く、特に「土業」について造詣の深い議員であります。

また、福岡国税局特別調査官在任中は確定申告時の無料税務相談も実際に経験しておられ、これから50周年を契機に税理士会の諸問題について大活躍を期待しております。



## 笠ひろふみ後援会（民進・神奈川9区）

### 会長 角田 国明

税政連50周年おめでとうございます。我々笠浩史後援会は平成16年1月の結成以来13年以上に渡り笠議員を応援し非常に良好な関係を築いています。今後も笠議員を支援し当連盟発展のため協力いただくよう力を尽くしたいと思います。



## 田中和徳後援会（自民・神奈川10区）

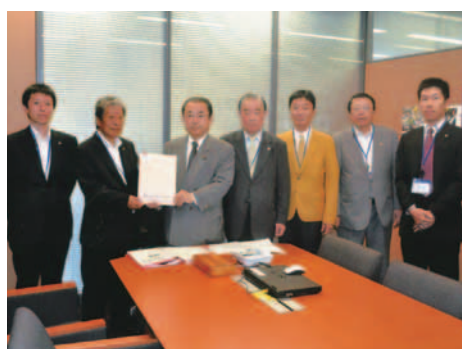
### 会長 枝村 和道

税政連50周年、誠におめでとうございます。

税政連の役員の皆様のご苦勞には、頭の下がる思いです。

税理士よる田中和徳後援会は平成8年5月18日に設立されました。神奈川県の後援会では最古であります。田中議員は衆議院議員として7期連続当選を果たし、現在、自民党の国際局長として全世界を駆け巡り、国際親善に貢献されております。

当後援会と致しましては田中議員を後援し、衆議院議員選挙を勝ち抜けるよう積極的に活動して参る所存であります。



## 小泉進次郎後援会（自民・神奈川11区）

### 会長 長治 克行

結成50周年記念、まずはおめでとうございます。

当後援会も平成23年10月「税理士による小泉進次郎後援会」の設立から6年目の年になります。小泉進次郎衆議院議員は、当選3回で現在「自民党農林部会長」及び「2020年以降の経済財政構想小委員会の委員長代行」として活躍しています。当後援会も年1回の総会を行い議員に出席していただき、地区連、県連の会長他沢山の来賓を招いて毎年50人規模で開催しています。しかしながら、小泉議員は皆様ご存じのとおり、大変忙しくなかなか時間が取れないことが実情です。我々役員も小泉議員のモーニングセミナー、時局講演会に出席し、我々の考え方を少しでも理解してもらうよう努力しているところです。今後税制改正の要望を国会に陳情するため行動している旨の説明をし理解を求めいく所存です。

最後に、地区連、県連がますます発展することを祈念してお祝いの言葉とさせていただきます。



## 甘利 明後援会（自民・神奈川13区）

### 会長 中野豊三郎

東京地方税理士政治連盟が50周年を迎えられたとのこと心よりお祝いを申し上げます。50年の長きにわたってご尽力頂いた関係者各位に感謝申し上げます、敬意を表したいと存じます。今後も益々のご発展されること心より御祈念申し上げます。



## あかま二郎後援会（自民・神奈川14区）

### 会長 小山 智祐

東京地方税理士政治連盟50周年記念誌発刊おめでとうございます。

私共、「税理士によるあかま二郎後援会」は、東京地方税理士政治連盟御指導の下、平成28年11月22日設立することが出来ました。

今後も引き続き御指導、御協力宜しくお願い致します。



## 河野太郎後援会（自民・神奈川15区）

### 幹事長 柳川 信男

税政連50周年おめでとうございます。

「税理士による河野太郎後援会」は、平成8年6月17日に設立され、約21年余りが経過しています。その間、定期的に総会、懇親会を行い河野議員と意見交換、国会報告会を開催し、税理士政治連盟が目的としている「税理士法改正」「税制改正」等の協力、活動をしてきました。今後も税理士政治連盟の目的とすることに協力、参加することを目標に活動していく所存です。



## ごとう祐一後援会（民進・神奈川16区）

### 幹事長 森下 正之

税政連50周年おめでとうございます。

半世紀に渡り、当会を支えてこられた諸先輩方に敬意を表すと共に、当会の意義を理解し税理士政治連盟の陳情に対して真摯に傾聴して下さった先生方に感謝を申し上げます。



## 牧島かれん後援会（自民・神奈川17区）

### 会長 北村 幸広

税政連設立50周年を迎えられ、その事業として記念誌を発行されることは、大変意義深いこととございます。心よりお喜び申し上げます。

今後も、税政連のお力添えをいただきながら、後援会活動に一層の努力をいたす所存でございます。



## 山際大志郎後援会（自民・神奈川18区）

### 会長 大森 行雄

東京地方税理士政治連盟50周年おめでとうございます。「税理士による山際大志郎後援会」は、平成26年9月に設立したばかりの後援会ですが、今後も税理士会が行うことができない税制改正等の陳情を行い、東京地方税理士政治連盟の一翼を担い活動して行きたいと思っております。



## 長崎幸太郎後援会（無所属・山梨2区）

### 会長 村松 滝夫

東京地方税理士政治連盟 50周年記念誌発刊おめでとうございます。

当後援会は、長崎議員の政治活動を支援するとともに、進展する社会の要請に応え得る税理士制度並びに租税制度を目指し活動してまいります。



## 水戸将史後援会（民進・比例南関東）

### 会長 山重 美登士

東京地方税理士政治連盟が創立50周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。納税者のための政治活動に尽力された歴代会長をはじめ役員の方々のご苦勞に対しまして深く敬意を表するとともに心から感謝を申し上げます。



## 本村賢太郎後援会（民進・比例南関東）

### 会長 吉野 賢一

50周年おめでとうございます。後援会は本村賢太郎議員いわく「背は低く小づくりで足は短いですが、その分重心は低く地球に一番近い所にいます」の話をよく耳にします。地に足をしっかり根付かせ、何事にもぶれないで政治に取り組んで行きたいとの気持ちです。議員の名前は賢太郎、私の名前は賢一です。今後も「賢ちゃん」コンビで会のため頑張ります。





## 阿部とも子後援会（民進・比例南関東）

会長 吉澤 陽子

税政連 50 周年おめでとうございます。「税理士による阿部とも子後援会」は、過日、第1回定期総会を開催し、本格的な活動を始めたばかりです。阿部議員との連携を密にし、税理士会の要望を実現すべく活動していく所存です。



## 宮川典子後援会（自民・比例南関東）

会長 末木 好臣

税政連 50 周年おめでとうございます。平成 22 年 7 月の参議院議員選挙の公認候補として、自民党山梨県連は、元中学・高校英語教諭宮川典子氏を擁立することとなった。松下政経塾出身とは言え、素人同然であり、民主党公認で党参議院議員会長の輿石東氏との対決。知名度など圧倒的に劣る不安要素ばかりであった。平成 21 年 12 月の立候補第一声を JR 甲府駅前で聞いたのが、後援会設立へのきっかけとなった。議員が教師時代、私の息子の担任であったことを話され、選挙への熱意を語っていた。選挙は 3,745 票差で負けとなったが、税理士会を挙げての応援体制が評価され、宮川典子氏の全体後援会の会長に就任し、次回の衆議院議員選挙で初当選を勝ち取ることができた。



## 堀内詔子後援会（自民・比例南関東）

会長 湯山 智治

東京地方税理士政治連盟が 50 周年を迎え、心よりお祝い申し上げます。「税理士による堀内詔子後援会」も税政連の運動方針に沿って、議員を通して強く働きかけていきたいと考えています。



## 中谷真一後援会（自民・比例南関東）

### 会長 田中 寿男

東京地方税理士政治連盟 50 周年誠におめでとうございます。

「税理士による中谷真一後援会」は平成 28 年 4 月に設立の若い（議員も若い）後援会ですが、税政連と連携し国会陳情、国政報告会及び懇親会等積極的に活動したいと考えています。



## 小沢鋭仁後援会（大阪維新・比例近畿）

### 会長 三神 治彦

税政連 50 周年、誠におめでとうございます。

「税理士による小沢鋭仁後援会」は、平成 7 年 12 月に設立され 20 年超経過し、税理士による後援会のなかでも最古参の一つです。

小沢鋭仁議員は、平成 5 年に初当選し、その後 8 期連続当選を重ね、環境大臣を務めた有力政治家の一人であります。

また、昨年 12 月に成立した IR（統合リゾート）推進法案の立案者でもあります。IR 推進とギャンブル依存症の問題にも取り組み、今後の日本にとって政策中心の政治を目指している政治家です。今後も小沢議員を支援していきます。



## 牧山ひろえ後援会（民進・参議院神奈川）

### 会長 草苺 章雄

税政連 50 周年おめでとうございます。

平成 21 年 5 月 18 日に設立した当時、初々しい新人であられた牧山議員は、国会中継での質問する姿は立派なベテラン議員となり、後援会としても頼もしい限りである。本後援会も税理士政治連盟の 50 周年にあやかり、息の長い後援会活動を行っていききたい。



## 佐々木さやか後援会（公明・参議院神奈川）

### 会長 阿部 幸宣

税政連発足 50 周年記念、まことにおめでとうございます。代々の税政連活動をされてこられた諸先輩に心から感謝の気持ちを送らせて頂きたいと思います。

私が税政連活動に関与させていただいたのは約 4 年前、ふとした偶然で「税理士による佐々木さやか後援会」会長になってからです。それまで、税政連の活動に全く関与していなかったもので、税政連活動の内容やその意味など正直全く分かっておりませんでした。

時あたかも税理士法改正の真只中で、佐々木さやか議員への税理士法改正の趣旨説明や税政連の会合、参議院議員会館を訪問しての陳情等を通じて、税理士という資格制度が国の法律によって立つものであり、その法律をどのようにしていくかは、我々税理士自身がその立法過程に参画して作り上げていくものであることを初めて理解することができました。それまですでに出来上がっていた税理士制度の上に便乗し、その恩恵を受けていたわけですが、税理士法改正を勝ち取ってこられた税政連の諸先輩のご苦勞の一端に初めて気づかされました。何事も遠くで見ているだけではわからぬことばかりで、実際にやってみなければわからないものだと実感いたしました。また、与えられた税理士制度ではなく、勝ち取ってゆく税理士制度だということがわかりました。

力不足、経験不足ではありますが、昨年 11 月には後援会総会を無事開催でき、今年も税政連の活動に頑張っけて参りたいと思っております。



## 島村 大後援会（自民・参議院神奈川）

### 会長 中村 泰宏

東京地方税理士政治連盟が 50 周年を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。

また、半世紀もの長きにわたりご尽力いただいた関係者各位に感謝申し上げます。

我々税理士を取り巻く目まぐるしい環境の変化に即応した活動を、個々人の意見として政治の場に反映していただけるよう活動することを心より御祈願申し上げます。



## 三浦のぶひろ後援会（自民・参議院神奈川）

会長 平松 武雄

50周年誌発刊、誠におめでとうございます。

三浦議員は皆様のおかげで昨年7月の参議院議員に当選できました。若輩で新人ですが日夜奮闘しています。

貴連盟の益々の発展をお祈りいたします。



## 赤池誠章後援会（自民・比例代表）

会長 石橋 秀樹

東京地方税理士政治連盟が50周年を迎えられたことを心よりお祝い申し上げたいと存じます。改めて関係各位の長年にわたるご努力に敬意の念を感じざるを得ません。今後の益々の御発展を祈念いたします。



## 後藤ひとし後援会（山梨県知事）

会長 清水 孝

税政連50周年おめでとうございます。

「税理士による後藤ひとし後援会」を平成8年に設立しました。衆議院議員選挙、知事選と後援会のみんなで力を合わせ応援しました。現在は知事として県民の期待を一身に受けて新世山梨の舵取りを頑張ってくださいています。



## 黒岩祐治後援会（神奈川県知事）

### 会長 朝倉 文彦

税政連 50 周年おめでとうございます。

黒岩知事は 2 期目を順調に進んでおり、知事が日頃おっしゃっている「未病」に対する考えが広まりつつあります。東京五輪の競技施設、ラグビーワールドカップ開催、川崎殿町の先進医療センター等々多くのプロジェクトが進展しております。最近では津久井の障害者施設での悲しい出来事もありました。後援会では知事の活動を側面から支援すべく協力

しております。選挙ではほぼ無風状態の選挙戦を 2 回経験しました。陣中見舞いに伺ってまいりました。選挙に関しては楽な戦いをさせて頂きました。日常活動として、税理士による後援会総会を毎年開催し、多くの税理士に参加いただいております。知事も必ずご参加いただいております。朝食会、ランチセミナー、知事を励ます会、黒岩祐治後援会等にも毎回出席し、縁の下の目立たない後援会活動をしております。



## 林 文子後援会（横浜市長）

### 幹事長 辻 泰二郎

東京地方税理士政治連盟の設立 50 周年、誠におめでとうございます。

林文子後援会は前回の横浜市長選直前に設立しました。あれから 4 年、今年まさに横浜市長選。3 選に向けてともに手を携えてまいりましょう。



## 福田紀彦後援会（川崎市長）

### 会長 西山 裕志

税政連 50 周年おめでとうございます。

平成 28 年 11 月 21 日「税理士による福田紀彦後援会」第 1 回定期総会を開催しました。福田市長より川崎市政の実績と課題、これからの抱負につき、貴重なお話を伺うことが出来ました。終了後に懇親会を実施、さらなる親交を深めるとともに、当後援会のますますの発展を誓い合いました。



## 加山俊夫後援会（相模原市長）

### 会長 原 清助

50 周年おめでとうございます。

当後援会は政令市首長の後援会として、平成 25 年 6 月に地域で社会貢献及び地位の向上を目的とし設立いたしました。税理士が地域で審議会等に登用、活躍できるよう頑張りますので、ご指導をお願いいたします。



## 金子洋一後援会（民進・前参議院神奈川）

### 会長 上原 英二

東京地方税理士政治連盟 50 周年おめでとうございます。税政連の活動は税理士制度の維持発展に貢献するものです。これからも金子洋一氏の後援会活動を通じ税政連の発展をお手伝いできればと思います。









# 日本税協連の各種事業をご利用ください

日本税理士協同組合連合会は、  
各種事業を通じて、  
組合員事務所の繁栄を応援しています。



## 日本税協連の主な事業

組合員の皆様が組合事業・提携事業者を利用されることで、提携事業者から協同組合に手数料が支払われます。  
組合事業の収益金は、研修事業、書籍等の無償配布の原資となります。

日本税協連福祉会 割安な掛金で大きな保障

### 生命共済制度「優Youプラン」

全国の組合員と事務所職員を対象に、税理士業界のスケールメリットを活かした“事業所一括加入型”の団体定期保険

ご加入コース

|                       |         |         |         |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 200万円～1,000万円／100万円単位 |         |         |         |
| 1,200万円               | 1,400万円 | 1,500万円 | 1,600万円 |
| 2,000万円               | 2,500万円 | 3,000万円 |         |

新規ご加入70歳まで／ご継続80歳まで  
月額掛金は、男女別、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

**特約** 家族特約付医療保障共済制度

『生命共済制度』の加入者を対象にした、  
団体型の家族特約付医療保障保険

疾病・不慮の事故で継続5日以上入院の場合、入院給付金が支払われます。

|                 |        |        |        |         |
|-----------------|--------|--------|--------|---------|
| 給付種類<br>(1日につき) | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円 | 10,000円 |
|-----------------|--------|--------|--------|---------|

ご加入69歳まで  
月額保険料は、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

税理士協同組合所属の税理士会会員であればご利用できます

### オンライン書籍販売 e<sup>イーホン</sup>サービス

専門書はもちろん、一般書、コミック、雑誌、CD・DVDなどが  
組合員価格(全て10%OFF)で購入できます。

ご利用には  
まず  
会員登録を!  
(無料)

※登録には共通IDと  
パスワードが必要です。

共通ID(ユーザー名)  
zeikyo

パスワード(PW)  
h80322

www.nichizei.or.jp 日本税協連 検索

【事務代行社】日税ビジネスサービス

福利厚生アウトソーシングサービス

### ベネフィットステーション

日本税協連による団体契約で、入会金無料、1人月額800円

事業所一括でご加入ください

■『ベネフィット・ステーション』の特長

- 業界No.1の福利厚生サービスが特別優待料金で利用できます。
- メニューは充実の90万件以上、提携先国内25,000施設、海外805,000施設の利用ができます。
- 福利厚生として事務所一括でご加入下さい。
- ご家族の方(配偶者・2親等内)も利用できます。

■サービス内容例

- 【余暇支援】宿泊施設、レンタカー、エステなど
- 【生活支援・多様ニーズ対応】簿記・FPなどの資格取得、プライダルなど
- 【両立支援・健康支援】育児、介護、健康、スポーツなど

資料請求・お申込み  
【事務代行社】日税ビジネスサービス／電話 03(3345)0888

高品質な文房具がローコストで明日来る!

### 事務用品ならASKUL《アスクル》

高品質な文房具がローコストで明日来る!  
HPやFAXで手軽に注文できる上、  
1,000円以上は送料無料。

新規ご利用の方はもちろん、  
既にアスクルをご利用の方も、  
「日本税協連」の提携事業者を  
ご利用ください。

※日本税協連が提携する事業者の場合は、提携事業者(販売店名)に『日本税協連』若しくは『日本税理士協同組合連合会』と記載されています。  
日本税協連提携事業者への変更は、日本税協連までご連絡ください。

## 組合員・準会員ご加入のお願い

東京地方税理士協同組合

平素より、組合活動にご理解とご支援を賜りお礼申し上げます。皆様のご協力を頂き組合事業も順調に推移してまいりました。

さて、東京地方税理士協同組合は、平成29年3月31日現在、神奈川・山梨両県の税理士3,426名と、税理士法人136社が組合員として加入していただいております。加入率は約90%となっております。

中小企業等協同組合法では、組合員は小規模事業者でなければならないと規定されております。このため組合員になれるのは開業税理士と税理士法人ということになります。したがって、社員税理士・所属税理士としての登録の方は残念ながら組合員となることができません。そこで平成26年5月の総代会において準会員制度の規定を定款に設けました。

開業税理士・税理士法人が加入する場合は組合員として出資金10,000円を、社員税理士・所属税理士の方が加入する場合は準会員として預り金を10,000円お支払いいただきます。

準会員が組合員になった場合には、預り金を出資金に振り替えます。逆の場合も同様といたします。

出資金、預り金は脱退時に返還いたします。

組合員・準会員いずれも組合費は一切掛かりません。

組合員の加入要件並びに準会員制度の趣旨をご理解の上、この機会に組合員・準会員へご加入いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】東京地方税理士協同組合事務局 tel : 045-243-0551

【東京地方税理士協同組合ホームページ】 <http://tochizeikyoo.com>

## 事業内容

|             |              |
|-------------|--------------|
| 図書類の販売斡旋    | 教育研修活動       |
| 不動産情報サービス   | ゴルフ場・デパートの割引 |
| 報酬自動支払制度    | ホテルの優待割引     |
| 小規模企業共済制度   | 人間ドック        |
| 経営セーフティ共済   | 中小企業災害補償共済制度 |
| VIP大型総合保障制度 | 団体定期保険       |
| 医療保障共済制度    | 総合事業保障プラン    |

東京地方税理士協同組合共済会  
**団 体 定 期 保 険**

**組合員等・家族・従業員を加入対象としております。**

- ・保険料は団体割引が適用され、割安な掛金で大きな保障がえられます。
- ・最高 3,000 万円まで加入可能。保険期間は 1 年間で毎年自動的に更新継続。
- ・1 年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じたときは配当金として掛金の一部を還元。
- ・新規ご加入・増額は 70 歳 6 ヶ月まで可能で、継続更新は 75 歳 6 ヶ月まで可能。

【団体定期保険 取扱い保険会社】

(幹事会社) 大同生命保険株式会社

日本生命保険相互会社      明治安田生命保険相互会社  
 第一生命保険株式会社      ジブラルタ生命保険株式会社

【お問い合わせ・パンフレットのご請求】

東京地方税理士協同組合事務局 tel : 045-243-0551

東京地方税理士協同組合共済会  
**医療保障共済制度 (団体型)**

**組合員等・家族・事務所従業員を加入対象としております。**

- ・ケガや病気による 1 泊 2 日以上入院・手術等を保障。
- ・保険料は団体割引が適用され、1 年ごとに収支決算で剰余金が生じたとき配当金として掛金の一部を還元。
- ・医師の診査ではなく健康状態等の告知によるお申込みの簡単手続き。

【主な保障内容】

| 給付の名称    | お支払い事由の概要           | お支払額         |
|----------|---------------------|--------------|
| 入院給付金    | 1 泊 2 日以上継続入院       | 入院給付金日額×入院日数 |
| 手術給付金    | 1 泊 2 日以上継続入院中の手術   | 入院給付金日額×20 倍 |
|          | 外来または日帰り入院中の手術      | 入院給付金日額×5 倍  |
| 放射線治療給付金 | 所定の放射線照射・温熱療法を受けた場合 | 入院給付金日額×10 倍 |

【医療保障共済制度 取扱い保険会社】 日本生命保険相互会社

【お問い合わせ・パンフレットのご請求】

東京地方税理士協同組合事務局 tel : 045-243-0551

東京地方税理士協同組合共済会  
**総合事業保障プラン**

**税理士・税理士の関与先様の団体保険**

- 保険料は団体割引が適用され、割安な掛金で加入できます。
- セカンドオピニオンサービスを無料で受けることができます。
- 健康ダイヤル24（フリーダイヤル）で各種相談を無料で受けられます。
- 人間ドック紹介サービス（医療機関のご紹介・人間ドック予約）を無料で受けることができます。
- T&Dクラブオフ（国内宿泊施設等の各種優待割引）をご利用いただけます。

【総合事業保障プラン 取扱い保険会社】 大同生命保険株式会社

【お問い合わせ・パンフレットのご請求】

東京地方税理士協同組合事務局 tel：045-243-0551

全国税理士共栄会  
**VIP大型総合保障制度**

**○経営者大型保険○**

経営者に万一のことがあったとき、最高2億円の大型保障で企業をしっかりガードします。

**○経営者保険総合プラン○**

定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります。

**○経営者スーパープラン○**

ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険をはじめ、医療保険全般が揃っています。

**○団体所得補償保険○**

就業不能時に、税理士には月額最高200万円（加入口数40口の場合）を1年間もしくは2年間補償します。

**○新・団体医療保険○**

入院一日目から補償。一入院最高120日を補償（通算1000日）します。

**全税共年金**

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円からできます。

【お問い合わせ】全国税理士共栄会 tel：03-5740-8331（代）

## 記念誌の編纂を終えて

記念誌編纂委員長 藤田 伸哉

平成 27 年 3 月、横浜中央支部広報部長の任期を終え、支部創立 60 周年誌の編纂に携わらなくて済むとホッとしていたところに、瀧浪貫治地区連会長から「税政連 50 周年誌の編纂委員長をお願いします」の一言。このような記念誌の編纂がまさか自分に回ってくるとは思わなかったと同時に不安が頭の中に。

20 年前に刊行した 30 周年誌「東京地方税理士政治連盟立法運動史」は有るものの、いざ、編纂を始めると 20 年前の資料が一部抜けていて、過去、役員をされた先輩方に尋ねても手元には無いとの回答。暗中模索状態での編纂であったが、さすが我が税政連事務局、古いファイルの中から見つけていただき、どうにか刊行まで辿りついた次第である。

この 20 年間、「小選挙区の導入」「民主党への政権交代」「自民党の政権奪取」「税理士法改正」等、税政連役員、後援会役員の方々の苦勞を改めて知らされた思いである。

最後に、この編纂にあたり、私自身 3 月から 6 月までの間、「確定申告・決算業務」「日税政 50 周年誌編纂」「第 82 号会報発行」が重なり納得いく編纂が出来なかったことをお詫びすると同時に、一緒に編纂に携わっていただいた 50 周年記念事業特別委員会のメンバー、佐藤印刷所木村雄一課長のご協力に対し御礼を申し上げたい。

### 【50 周年記念事業特別委員会】

池田兼男 50 周年記念事業特別委員長  
瀧浪貫治 東京地方税理士政治連盟会長  
濱田茂 神奈川県税理士政治連盟会長  
末木徳夫 山梨県税理士政治連盟会長  
鈴木崇晴 東京地方税理士政治連盟幹事長  
梯和恭 神奈川県税理士政治連盟幹事長  
砂田俊二 山梨県税理士政治連盟幹事長  
大澤清治 東京地方税理士政治連盟幹事長代理

藤田伸哉 広報委員長  
田中良和 広報委員  
田幡義人 広報委員  
下山秀雄 広報委員  
中川公登 広報委員  
圓城寺清美 広報委員  
神戸育子 事務局長  
宮本優紀子 事務局員



東京地方税理士政治連盟 50 周年記念誌  
平成 29 年 7 月 18 日発行

編集

発行 東京地方税理士政治連盟  
横浜市西区花咲町 4 - 106  
(税理士会館内)

電話 (045) 243 - 0521

印刷 株式会社佐藤印刷所

